

国保都道府県単位化・滞納処分問題東日本集会  
2019年12月22日（日）

## 都道府県単位化の最新情報と 来年度国保運営方針見直しにむけての 地域での運動課題について

神奈川県職労連 神田敏史

### 1 はじめに～最近の国民健康保険制度をめぐる動き

#### (1) 病床転換等を求める医療機関名の公表

9月26日 「再編必要」424病院名公表（1455病院中29.1%）1年以内の結論を要請  
「診療実績が特に少ない」「診療実績が類似かつ近接」の2類型に該当する公立・公的医療機関等に対して、具体的対応方針の再検証を要請する。厚労省「地域医療構想に関するワーキンググループ」

#### 9月27日 厚生労働省医政局資料

今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。

したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。

また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング・機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもありません。

10月4日・11月12日 地域医療確保に関する国と地方の協議の場

#### 医療介護総合確保推進法（2014年6月）「社会保障制度改革国民会議」答申による

##### 医療法第30条の4

第2項 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第7号 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関すること。

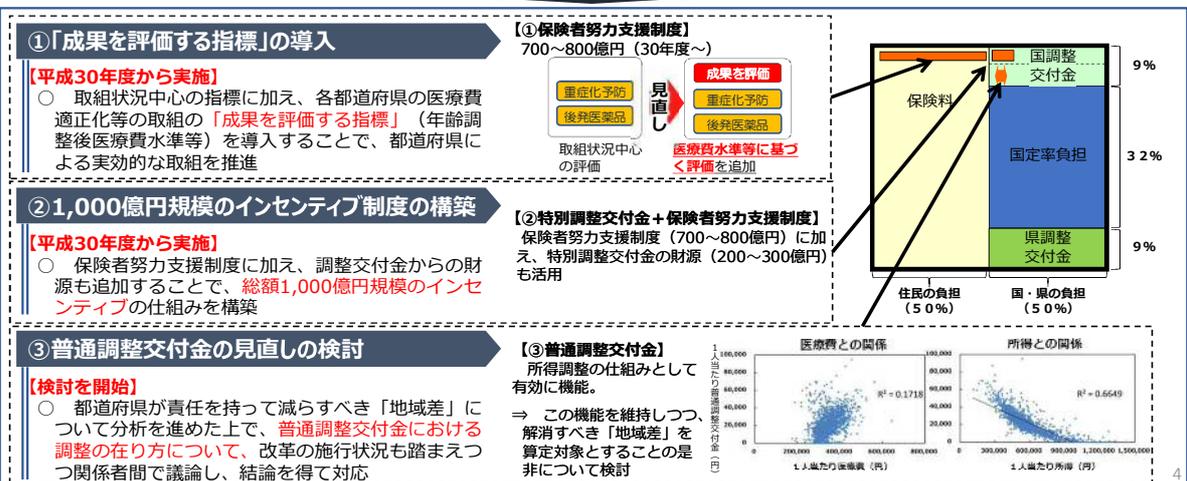
## (2) 経済財政運営と改革の基本方針 2019について（6月21日閣議決定）

- インセンティブの評価指標（例えば、糖尿病等の重症化予防事業）について、**アウトカム指標（効果評価）の割合を計画的に引き上げていくとともに**、引上げスケジュールをあらかじめ明らかにし、保険者等の計画的な取組を促す。
- インセンティブ付与に当たっては、健診情報やレセプトを活用した多剤・重複投薬の是正や糖尿病等の重症化予防、**保険者間でのデータ連携・解析等に取り組む保険者を重点的に評価する**。個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど**個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し**、先進・優良事例の横展開を図る。
- 法定外繰入等の解消について、**国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに**、保険者努力支援制度における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、**法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す**。
- 国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など**受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る**。
- 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく**地域独自の診療報酬について**、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。
- 国保の**普通調整交付金の配分について**、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。

### 都道府県ガバナンスの強化に向けた国保制度のインセンティブ改革について

- 国保制度における医療費適正化等のインセンティブを強化し、都道府県間の医療費格差を解消していくため、平成30年度より、①医療費適正化等の取組の**成果を評価する指標**の導入、②**1,000億円規模のインセンティブ**の仕組みを設けるとともに、③**普通調整交付金の見直し**についても検討していく

課題	予防・健康		医療	
	都道府県の役割	適正化計画の策定	提供体制の策定	保険の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成30年度に、都道府県が国保の保険者に加わる国保改革が施行</li> <li>■この機会を捉え、地域の予防・医療等の司令塔としての都道府県の役割発揮を促すため、国保制度において様々なインセンティブを付与する必要</li> </ul>				国保の保険者 (H30~)

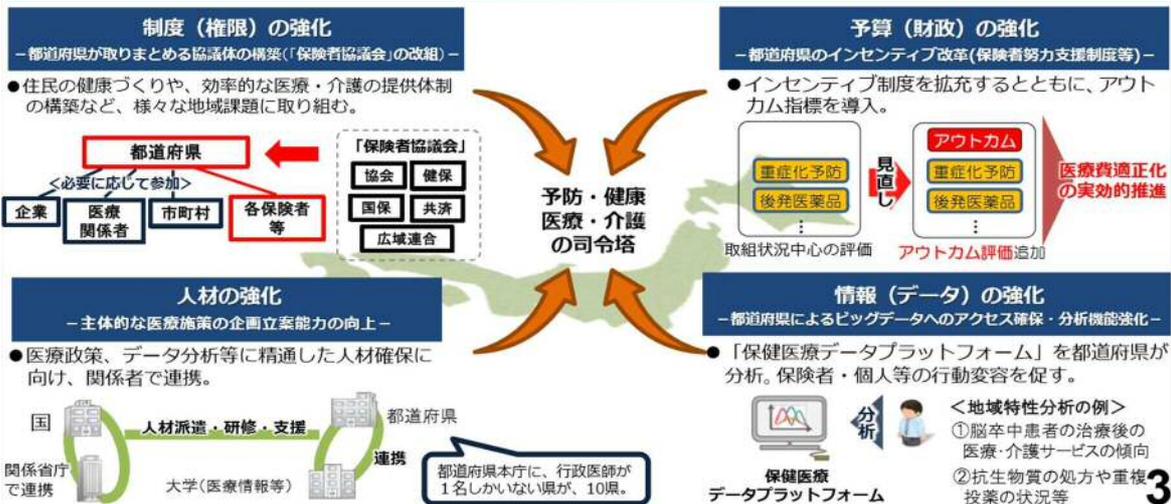


# 都道府県の保健ガバナンスの抜本強化

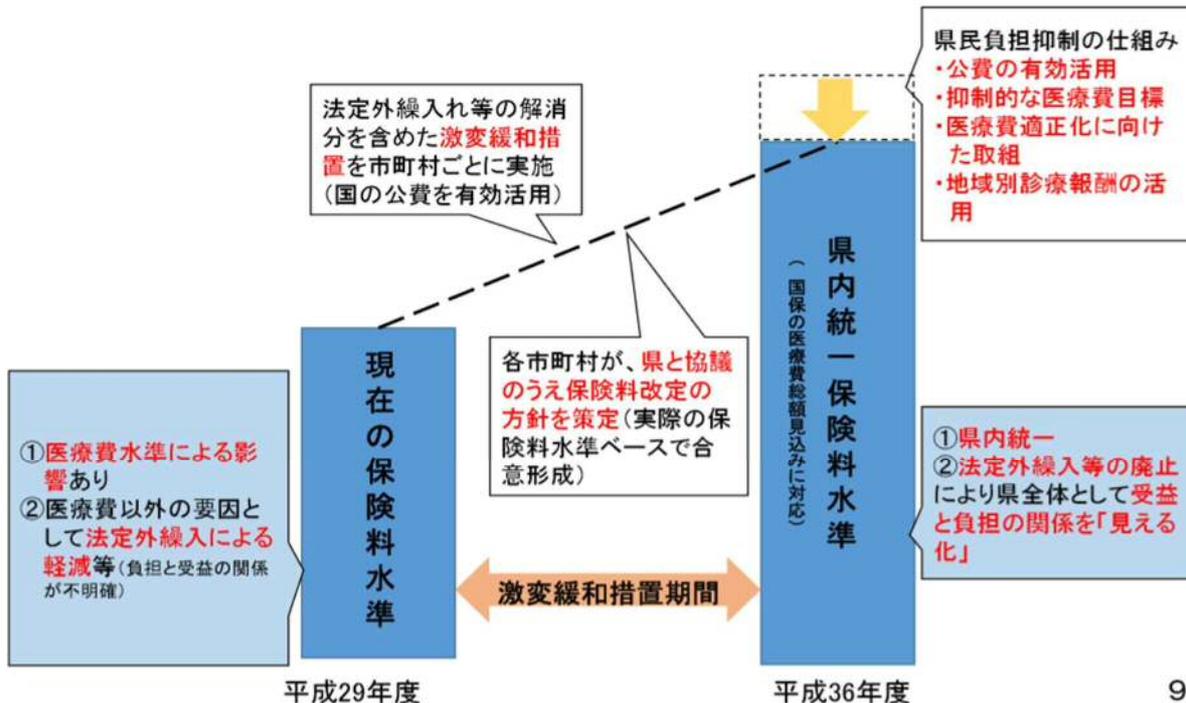
－ 地域の予防・健康・医療・介護の司令塔としての都道府県の役割の明確化 －

- 地域における『予防・健康・医療・介護』は、それぞれ密接に関連するが、制度がバラバラ。都道府県の役割は限定的。
- **都道府県を、個人・保険者・医療機関等の自発的な行動変容を促す司令塔へ。**このため、**制度(権限)・予算(財政)・情報(データ)・人材**などの面で、**都道府県の保健ガバナンスの抜本強化**を検討。

都道府県の役割	予防・健康	医療		介護
		提供体制	保険	
都道府県	適正化計画の策定	医療計画の策定	国保の保険者(H30～)	市町村支援



## 奈良県における県民の受益と負担の関係の「見える化」の取組(イメージ)



## 【参考】普通調整交付金の算定方法イメージ

○調整交付金額は、各都道府県の **調整対象需要額** と **調整対象収入額** の差額。  
 【医療給付費総額(公費控除後)】 【確保すべき保険料額(理論値)】

(イメージ)

○調整対象需要額(医療給付費分)は、各都道府県の給付費(医療費)見込額から、前期高齢者交付金、定率国庫負担・都道府県繰入金などの収入見込額を除いたもの。

○調整対象収入額は、応益分：応益分が同割合程度となるように全国共通の係数(※)を掛け合わせた、理論上の保険料収入額(確保すべき保険料額)。

※係数 a1：調整対象収入総額に占める応益分総額のシェアを示す係数(平成30年度：0.376516073)  
 係数 a2：調整対象収入総額に占める応益分総額のシェアが応益分と同程度になるように設定する係数(平成30年度：0.0000007276261)

$$a1 \times \text{一人当たり需要額} \times \text{被保険者数} + a2 \times \text{一人当たり需要額} \times \text{一人当たり所得} \times \text{被保険者数}$$

(左側が「応益分」、右側が「応益分」)

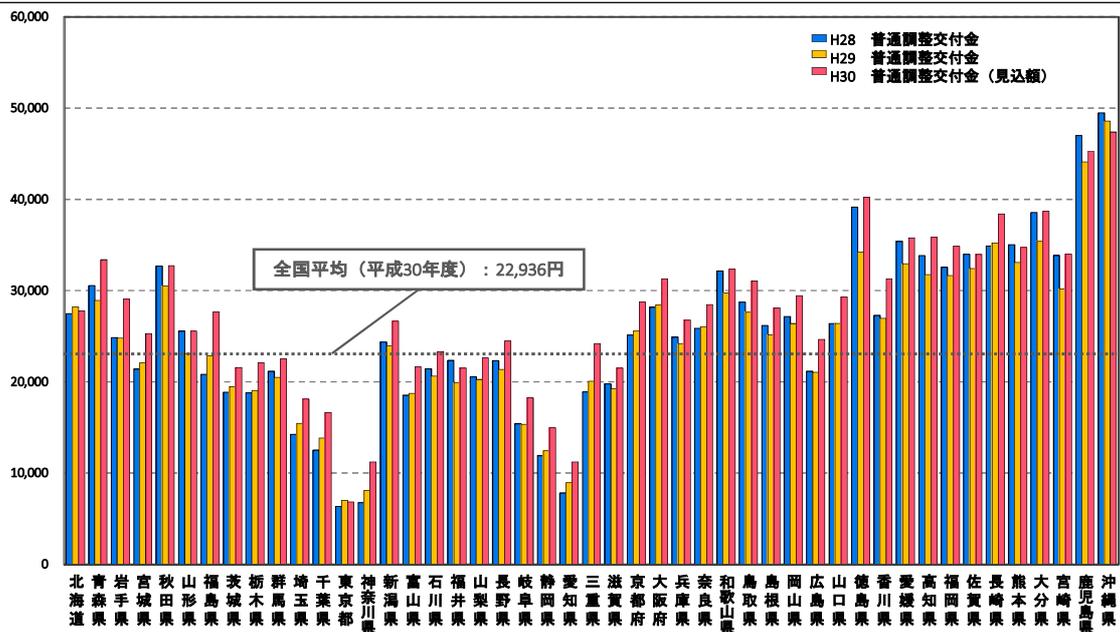
各都道府県の調整対象需要額、調整対象収入額のいずれも、当該都道府県における医療費の水準と連動するため、それらの差額から算出される調整交付金の額も医療費の水準に連動。



7

## 【参考】普通調整交付金交付額(被保険者一人当たり・平成28-30年度)

- 普通調整交付金の一人当たり交付額の全国平均は、22,936円。(平成30年度交付額)  
 (参考)平成29年度の一人当たり交付額(見込額)の全国平均は、20,545円



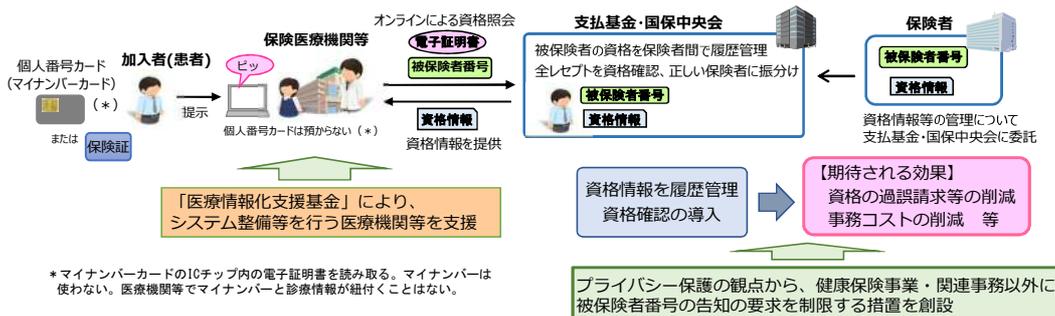
8

### (3) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（5月22日公布）

- **オンライン資格確認の導入**【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】
  - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。
- **オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設**
- **NDB、介護DB等の連結解析等**【高確法、介護保険法、健康保険法】
  - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。
- **高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等**【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
  - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるように規定の整備等を行う。
- **被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化**【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
  - ・ 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- **その他**【国民健康保険法】
  - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。

#### 1. オンライン資格確認の導入

- (1) オンライン資格確認の導入**
- ① 保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
  - ② 国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
  - ③ オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する。
- (2) 被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設**
- ① 被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者ごと）に定めることとする。  
これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。  
※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。
  - ② プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。  
※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）  
① 健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。  
② 健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。  
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。



\* マイナンバーカードの10チップ内の電子証明書を読み取る。マイナンバーは使わない。医療機関等でマイナンバーと診療情報が紐付くことはない。

### 3. 被保険者証記号・番号の個人単位化

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。

本人（被保険者）	2020年◇月◇日交付	
国民健康保険被保険者証	記号 1234 番号 1234567	枝番 01
氏名	番号 花子	印
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女	
適用開始年月日	平成25年4月1日	
世帯主氏名	番号 太郎	
住所	〇〇〇〇〇〇〇	
保険者番号	88888888	
保険者名	△△△△市	

→ 現行の保険証の記載内容に2桁の番号を新たに追加

- ・ 2桁については、各市町村で付番し、既存の証記号番号と併せて個人化されていること
- ・ 付番については特にルールを定めませんが、世帯内の別人に同じ番号を付番しないように

- 2桁の付番（システム改修）対応後の証更新時には被保険者証に2桁の枝番を印字していただくが、これまでの保険証の一斉更新のタイミングを変更する必要はない。

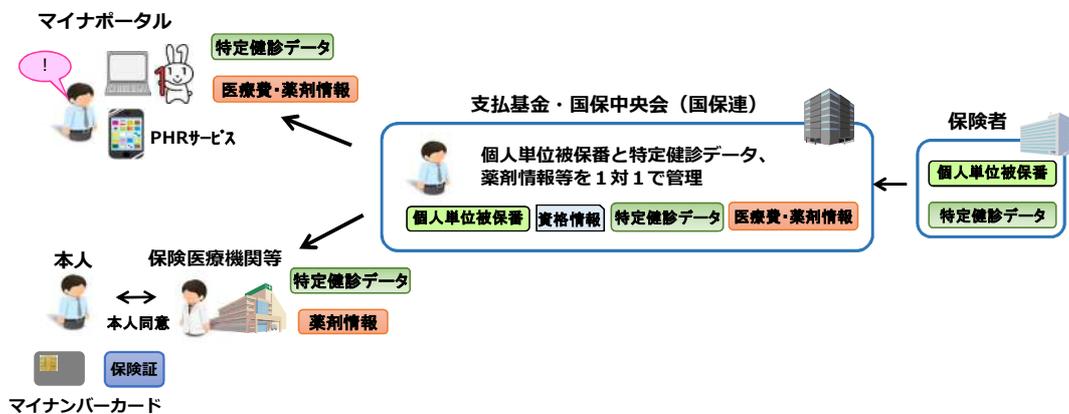
#### <個人単位の2桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ>

- 2020年秋頃～ 保険者で個人単位の2桁番号を付番、資格確認システムに登録
- 2021年3月頃～ マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
- 4月頃～ 新規発行の保険証に2桁の番号を追加（全保険者）
- 5月頃～ 保険証によるオンライン資格確認の開始
- 10月頃～ 2桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

11

### 4. 医療費情報、薬剤情報、特定健診データの閲覧について

- オンライン資格確認の導入とあわせて、マイナポータル等から、医療費情報、薬剤情報、特定健診データを閲覧できる仕組みも構築する予定。
- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能となり、加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。

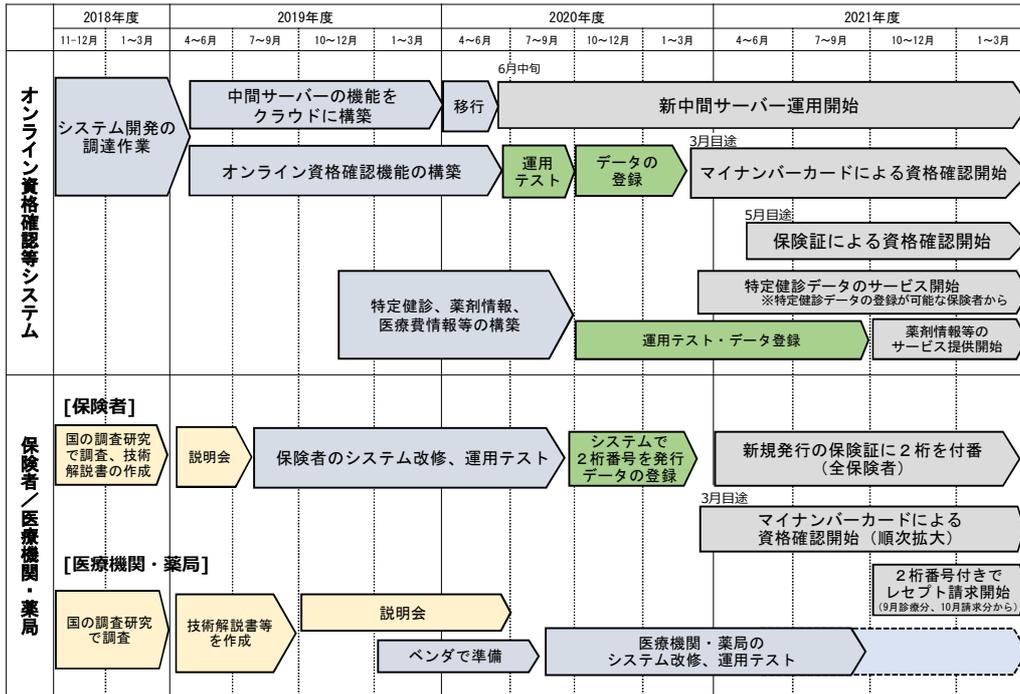


- 問診票の記載等の際、本人同意の下、医療機関・薬局が本人に代わって（本人から委任を受けて）薬剤情報を支払基金・国保中央会に照会し、支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する、という提供の考え方。

※ 保険者は本人からの照会への回答の事務を支払基金・国保中央会に委託。支払基金・国保中央会はレセプト情報から薬剤情報を抽出。

12

5. オンライン資格確認等の導入スケジュール（イメージ）



13

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議（第4回）資料  
令和元年6月12日社会保障審議会医療保険部会（第118回）資料

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

14

1

各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策等(総括)

1. マイナンバーカードの取得、移行スケジュール

- 各保険者では、デジタル・ガバメント関係会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等(国家公務員共済組合・地方公務員共済組合)については、令和元年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

2. マイナンバーカードの取得促進等の具体的取組

- 令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として本格的に利用できるよう、各保険者において、健康保険証の発行時や更新時をはじめ、様々なチャネル(医療費通知や健診受診表の送付、機関誌等)を用いて、事業主、加入者等へのカードの取得と初回登録の促進を行う。
- 保険者・事業主が主催するイベント(健診会場、健康づくりイベント)等において、マイナンバーカード取得に関するポスター・リーフレット等を活用した周知広報や、市区町村における出張申請サービスを活用した取得申請の支援に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等では、交付申請書の配布により、被保険者による取得申請を支援し、一斉取得に取り組む。
- 市町村国保、後期高齢者医療広域連合では、市町村のマイナンバー担当課との連携を強化し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報や、未取得者へのカードの取得申請の支援に取り組む。

3. カード取得状況のフォローアップ

- 各保険者において、保険者の規模や構成を踏まえ、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録の進捗状況について定期的にアンケート調査等を行い、事業主等を通じた未取得者へのカード取得と初回登録の働きかけなど、フォローアップを行う。
  - 各保険者では、被保険者のカード取得状況をフォローアップした上で、他保険者等におけるベストプラクティス(出張申請サービスの活用、交付申請書の配布等)を活用するなど、必要な対策を講じる。
- (※) 初回登録の進捗は、支払基金に登録される各保険者別の初回登録の情報を、厚生労働省が定期的に把握し、各保険者に共有する方法を想定。

2-3

国民健康保険におけるマイナンバーカード取得促進策等

- 市町村国保(被保険者約3000万人)及び国民健康保険組合(162組合:被保険者約280万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント関係会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【市町村国保】

- マイナンバーカードの取得促進に向けた取組
  - ・市町村のマイナンバーカード発行担当部局と国保・高齢者医療担当部局との連携を強化した上で、
    - ✓ 未取得者への取得勧奨の共同実施や窓口での初回登録に係る協力体制の構築等
    - ✓ 被保険者証の更新時等においてマイナンバーカード未取得者である国保被保険者が存在する世帯に対する個別の取得勧奨
      - ※ リーフレット、申請書類の送付 など
  - ・資格取得届等の書類提出のための来訪者に対する取得勧奨
  - ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、職員の出張申請窓口の開設
  - ・被保険者証の更新時(概ね1~2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨
- フォローアップ
  - ・市町村国保における初回登録の進捗状況等について、制度の規模や構成を踏まえ、アンケート調査等を実施
  - ・各保険者におけるベストプラクティスの横展開を推進

【国民健康保険組合】

- マイナンバーカードの取得促進に向けた取組
  - ・資格取得届等の書類提出時における事業主、被保険者本人に対する取得勧奨
  - ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、市町村職員の出張申請窓口の開設協力
  - ・被保険者証の更新時(概ね1~2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨
  - ・国民健康保険組合に加入する事業主(事業所)との協力体制の構築 ※ 従業員への周知要請、初回登録のための機器類の準備・貸し出し など
- フォローアップ
  - ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、国民健康保険組合における取得状況等についてのアンケート調査等を実施
  - ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

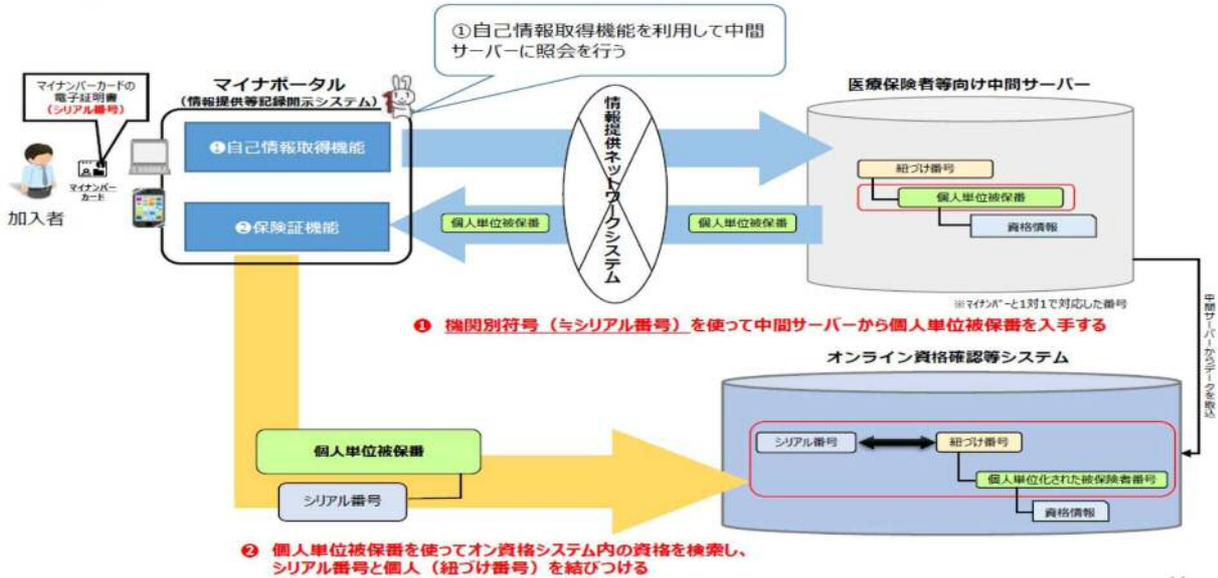
【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する
- ・都道府県を通じて、市町村及び国民健康保険組合における取得等の促進を依頼、他保険者における取組を紹介
- ・国民健康保険組合の設立母体である各業界団体、関係団体への協力依頼

5

厚生労働省保険局主催市町村国保向け「オンライン資格システム導入説明会」(2019年6月)資料から

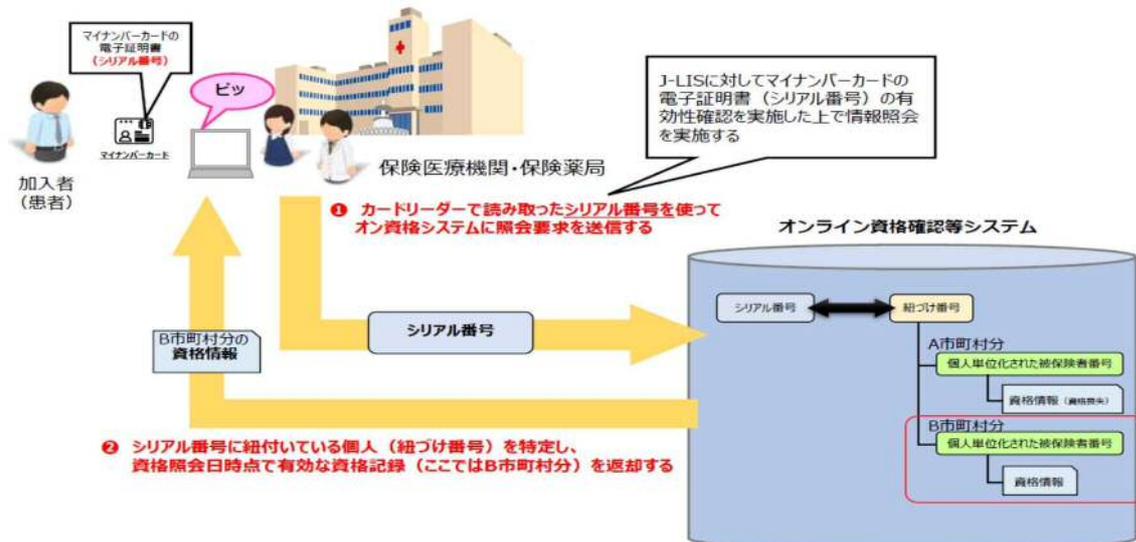
○初めてマイナンバーカードを被保険者証として使用する場合（初回紐付け作業）  
 加入者がマイナポータルを介して、シリアル番号と自分の資格情報の紐付け作業を行う。



14

厚生労働省保険局主催市町村国保向け「オンライン資格システム導入説明会」(2019年6月)資料から

○初回紐付けが完了したマイナンバーカードで医療機関等を受診する場合



15

(4) 全世代型社会保障検討会議 構成は各大臣及び財界、学者

新経済・財政再生計画 改革工程表（平成30年12月20日）【社会保障分野】の具体化  
 年金は2020年春常国会、それ以外も2020年度内に取りまとめ改正案の国会提案が予定される

【予防・健康づくりの推進】

- 糖・重症化予防や認知症の予防の推進（先進事例の横展開やインセンティブの積極活用）
- 介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討
- 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発

尿病等の生活習慣病の予防

【医療・福祉サービス改革】

- 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）

【給付と負担の見直し】

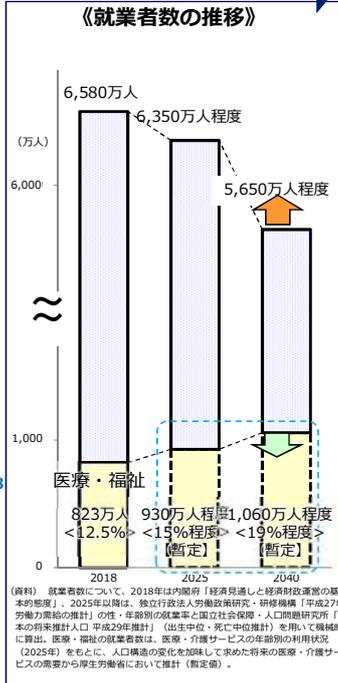
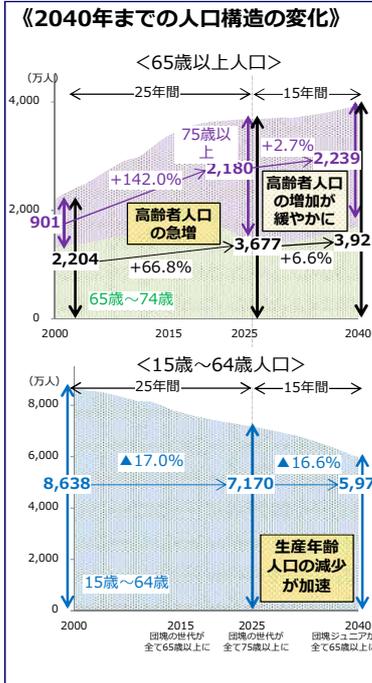
- 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討
- 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討
- 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討
- 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討
- 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討
- 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる
- 外来受診時等の定額負担の導入を検討



## 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。



- 国民的な議論の下、
- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
  - 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

### 《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上  
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保  
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

21

## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

厚労省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」とりまとめ（令和元年5月30日）

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。  
→ 「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。  
①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上  
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

### 《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
<b>【雇用・年金制度改革等】</b> ○ 70歳までの就業機会の確保 ○ 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援（厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン） ○ 中途採用の拡大、副業・兼業の促進 ○ 地域共生・地域の支え合い ○ 人生100年時代に向けた年金制度改革	<b>【健康寿命延伸プラン】</b> ⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上に ○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、 ②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進 ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等 ・疾病予防・重症化予防 ・介護予防・フレイル対策、認知症予防	<b>【医療・福祉サービス改革プラン】</b> ⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を5%（医師は7%）以上改善 ○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進 ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、 データヘルス改革 ・タスクシフティングを担う人材の育成、 シニア人材の活用推進 ・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

### 《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

22

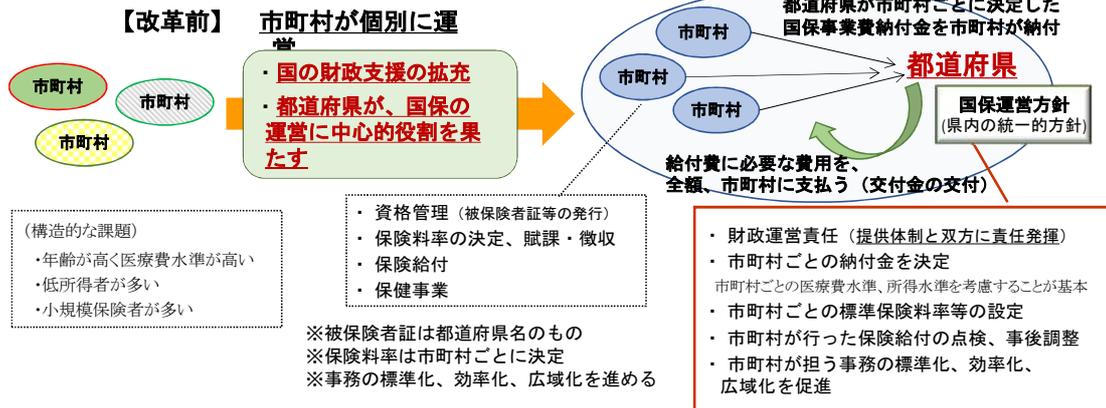
## 2 国保制度改革後の国保の財政運営は怎么样了。

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【改革後】 都道府県が財政運営責任を担う



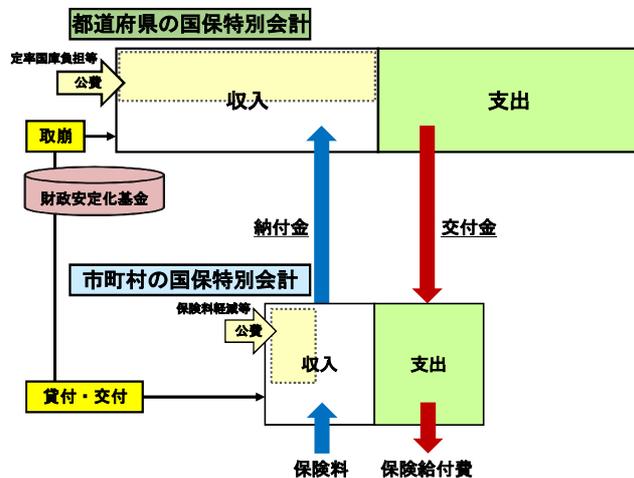
23

## 国民健康保険特別会計の運営

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。  
⇒ 都道府県は、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、市町村の健全な運営に資するようキャッシュフローを確保
- 市町村は、国保財政を持続的・安定的に運営していくため、原則として必要な支出は、公費や保険料、都道府県からの保険給付費等交付金で賄うことにより、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図る。
- 予期せず発生した収支差に対しては、都道府県に設置した財政安定化基金を活用。

### 財政安定化基金

- <都道府県>**
- ・ 都道府県は予期せぬ給付増等に対応するために財政安定化基金を取崩すことができる。
  - ・ 取り崩し分については翌々年度以降（原則3年間の間）に財源を確保して、繰入（再積立）することとされている。
- <市町村>**
- ・ 保険料の収納不足等が生じた市町村は、都道府県から財政安定化基金の貸付・交付を受けることができる。
  - ・ 貸付・交付を受けた分については、翌々年度から貸付事業に係る償還金・交付事業に係る拠出金を都道府県に納付することとなる。
- <納付金等算定等における取扱い（詳細は次頁参照）>**
- |         | 理由（例）                               | 納付金算定の取扱                                       |
|---------|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 都道府県の取崩 | ・ 給付増<br>・ 公費等（普調、前期交付金等）が当初見込みより減少 | ① 都道府県の保険料収納総額から差し引く                           |
| 市町村への貸付 | ・ 特定の市町村に起因するもの                     | ① または、② 個別市町村の納付金に含める                          |
| 市町村への交付 | ・ 収納不足<br>・ 特別な事情による収納不足            | ③ 個別市町村が都道府県へ納付（保険料に含める）<br>③ または、全（複数の）市町村で按分 |
- ・ 基金（特例基金を含む）を積み増すことが考えられる。



24

## 国保改革による財政支援の拡充について

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**  
（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**  
（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

- **保険者努力支援制度**  
（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円  
（2019年度（令和元年度）は910億円）

- **財政リスクの分散・軽減方策**  
（高額医療費への対応）

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入

※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

【参考】

（単位：億円）

	2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,770
財政安定化基金の造成 ＜積立総額＞	200 ＜200＞	400 ＜600＞	1,100 ＜1,700＞	300 ＜2,000＞	— ＜2,000＞

25

### 2019年度（令和元年度）の公費について（拡充分の全体像）

国保基盤強化協議会事務レベルWG  
とりまとめ（平成30年7月13日）  
に実際の予算額を上書き



※ 2019年度（令和元年度）の予算総額は2018年度（平成30年度）と同規模を維持する。なお、保険者努力支援制度分については2019年度（令和元年度）予算に912億円を計上したことにより、特例基金を活用せず、また、特調の活用額を縮小する。

※ 特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保。

※ 2020年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする。

26

【趣旨】

○ 各市町村における平成30年度の国民健康保険料等の動向について、都道府県を通じて照会し、取りまとめたもの。

【今回の取りまとめ結果】

○ 昨年3～6月頃に各市町村において決定された実際の保険料率(※)については、以下のとおり。

⇒ 対前年度比で77%の市町村が引き下げ又は据え置き、23%の市町村が引き上げ。

※ 国保保険料は、均等割額・平等割額・所得割率・資産割率の最大4種類の保険料率(額)を組み合わせることで賦課されており、

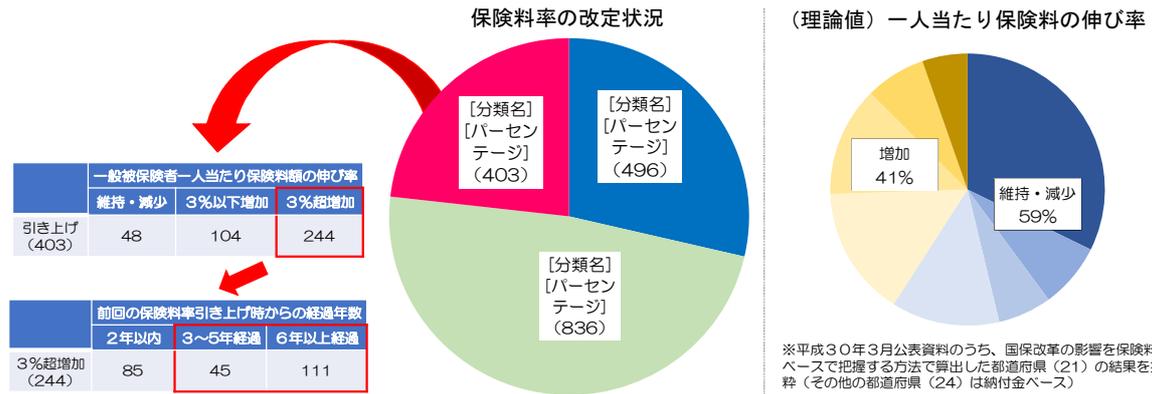
・上記の数値のうち増加(減少)したものがあり、減少(増加)したものが無い市町村を「引き上げ(引き下げ)」

・上記の全数値について平成29年度から変更がない市町村を「据え置き」

・上記の数値のうち増加したものと減少したものが混在している市町村や、保険料の賦課方式を変更した市町村については、増減を一義的に判断することが困難であることから、都道府県経由で照会した当該市町村の増減に関する認識を基に分類

○ 保険料率を引き上げた403市町村のうち、医療費自然増の全国平均(約3%)を超えて一般被保険者一人当たり保険料額が増額した市町村は244。その約6割に当たる156市町村で、前回の保険料引き上げ時から3年以上経過。

⇒ 国保改革の影響だけでなく、医療費自然増への対応、さらには、長年保険料率を据え置いてきたものの国保改革を機に引き上げたケースなど、各市町村において様々な要因を踏まえて保険料の判断がなされたものと考えられる。



(参考)一般被保険者一人当たり保険料額(調定額)の伸び率について

○ 一般被保険者一人当たり保険料額は、保険料率の動向に加えて、各市町村の総所得や世帯当たりの被保険者数の動向により増減することから、平成30年度一人当たり保険料額(調定額)については、ある程度幅を持って受けとめる必要がある。

※ 平成30年度に保険料率を「引き下げた」市町村であっても、

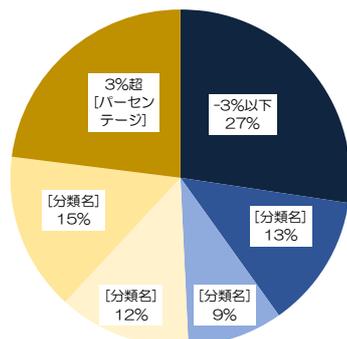
例) 総所得の増加により、所得割による保険料額が増加

例) 世帯当たりの被保険者数の減少(単身世帯が増加)により、平等割による保険料額が増加のように、一般被保険者一人当たり保険料額が増加するケースがある。

○ 各市町村で決定された保険料率に基づき、昨年6～8月頃に保険料の賦課が行われたが、当初賦課時点の一人当たり保険料額(調定額)の伸び率については、以下のとおり。

⇒ 平成30年度一人当たり保険料額(調定額)について対前年度比での増減率を見ると、約49%の市町村が維持又は減少、約51%の市町村が増加。

一人当たり保険料額(調定額)の伸び率



伸び率	-3%以下	-3%超 -1%以下	-1%超 0%以下
市町村数	468	218	155
伸び率	0%超 1%以下	1%超 3%以下	3%超
市町村数	215	259	392

(注) 岡山県は保険料率のみの提出であり、市町村数の計算には含まれない

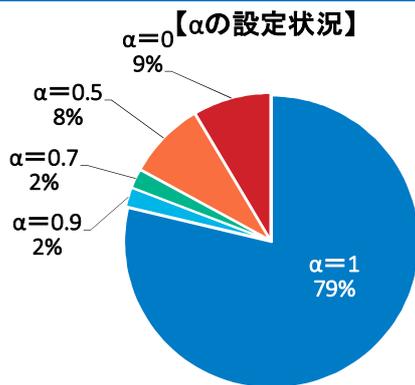
令和元年度 都道府県標準保険料率について(速報版)

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
北海道	7.54%	43,626円	2.34%	13,446円	1.83%	13,594円
青森県	8.17%	47,243円	2.64%	15,150円	2.28%	16,983円
岩手県	6.31%	36,473円	2.48%	14,194円	2.00%	14,914円
宮城県	6.88%	39,750円	2.53%	14,486円	2.20%	16,348円
秋田県	6.24%	36,065円	2.78%	15,904円	2.20%	16,386円
山形県	8.04%	46,500円	2.54%	14,551円	2.14%	15,908円
福島県	6.50%	37,601円	2.41%	13,812円	1.91%	14,173円
茨城県	6.67%	38,536円	2.61%	14,955円	2.32%	17,281円
栃木県	7.47%	43,185円	2.55%	14,628円	2.22%	16,487円
群馬県	7.14%	41,283円	2.68%	15,368円	2.37%	17,596円
埼玉県	6.65%	38,425円	2.34%	13,431円	1.84%	13,715円
千葉県	6.47%	37,393円	2.32%	13,284円	1.88%	13,987円
東京都	7.61%	44,011円	2.43%	13,909円	2.08%	15,747円
神奈川県	6.95%	40,144円	2.40%	13,720円	2.07%	15,372円
新潟県	6.79%	39,228円	2.64%	15,112円	2.34%	17,387円
富山県	6.43%	37,172円	2.53%	14,465円	2.44%	18,136円
石川県	7.96%	45,999円	2.49%	14,282円	2.16%	16,045円
福井県	7.59%	43,846円	2.52%	14,429円	2.15%	15,955円
山梨県	7.64%	44,132円	2.45%	14,052円	2.11%	15,657円
長野県	7.37%	42,589円	2.47%	14,169円	2.22%	16,532円
岐阜県	7.39%	42,704円	2.54%	14,538円	2.23%	16,573円
静岡県	7.11%	41,080円	2.47%	14,160円	2.17%	16,169円
愛知県	6.96%	40,244円	2.32%	13,294円	1.93%	14,387円
三重県	7.51%	43,471円	2.54%	14,581円	2.16%	16,078円

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
滋賀県	7.11%	41,072円	2.52%	14,441円	2.31%	17,171円
京都府	7.52%	43,476円	2.58%	14,758円	2.51%	18,637円
大阪府	8.21%	47,537円	2.67%	15,341円	2.52%	18,788円
兵庫県	7.37%	42,577円	2.73%	15,650円	2.70%	20,086円
奈良県	6.87%	40,063円	2.52%	14,664円	2.43%	17,867円
和歌山県	7.48%	43,215円	2.46%	14,107円	2.33%	17,297円
鳥取県	7.59%	43,926円	2.58%	14,821円	2.18%	16,266円
島根県	7.95%	45,947円	2.57%	14,746円	2.24%	16,670円
岡山県	8.41%	48,617円	2.55%	14,624円	2.25%	16,708円
広島県	7.23%	41,791円	2.44%	13,958円	2.20%	16,373円
山口県	8.21%	47,464円	2.61%	14,927円	2.50%	18,558円
徳島県	8.43%	48,702円	2.66%	15,254円	2.46%	18,279円
香川県	8.51%	49,278円	2.59%	14,845円	2.09%	15,563円
愛媛県	7.09%	40,994円	2.49%	14,294円	2.45%	18,259円
高知県	8.35%	48,272円	2.62%	14,981円	2.23%	16,606円
福岡県	7.61%	44,001円	2.44%	13,954円	2.20%	16,371円
佐賀県	8.83%	51,064円	2.47%	14,169円	1.85%	13,746円
長崎県	8.41%	48,678円	2.68%	15,333円	2.40%	17,832円
熊本県	7.90%	45,654円	2.44%	13,982円	1.87%	13,941円
大分県	8.35%	48,274円	2.61%	14,936円	2.51%	18,667円
宮崎県	8.23%	47,566円	2.59%	14,853円	1.99%	14,810円
鹿児島県	8.32%	48,100円	2.60%	14,877円	2.34%	17,394円
沖縄県	6.58%	38,025円	2.54%	14,557円	2.33%	17,314円

α (医療費指数反映係数)・β (所得係数) の設定状況 (平成31年度本算定)

納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数 (α)

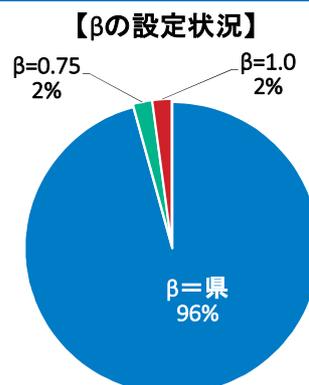


α	1	0.9	0.7	0.5	0
H30都道府県数	40	-	1	2	4
H31都道府県数	39	1	1	2	4
		群馬県	三重県	北海道、宮城県	滋賀県、大阪府、奈良県、広島県

α = 1  
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映

α = 0  
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映しない

納付金の算定に当たって、各市町村の所得シェアをどの程度反映するかを調整する係数 (β)



β	県平均	0.75	1
H30都道府県数	45	1	1
H31都道府県数	45	1	1
		北海道	奈良県

β = (県内の所得総額/県内の被保険者数) / 全国平均の一人当たり所得

(参考)被保険者数の区分別推移

平均被保険者数の推移

(単位：人)

	全体		右記以外		未就学児		70歳以上一般		70歳以上現役並み所得者	
	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	伸び率(%)	
平成24年度	33,080,451	-	26,270,816	-	1,147,139	-	5,244,496	-	418,000	-
平成25年度	32,661,787	▲ 1.3	25,728,659	▲ 2.1	1,096,553	▲ 4.4	5,404,681	3.1	431,895	3.3
平成26年度	32,157,595	▲ 1.5	25,032,703	▲ 2.7	1,027,520	▲ 6.3	5,639,730	4.3	457,641	6.0
平成27年度	31,465,978	▲ 2.2	24,501,376	▲ 2.1	955,444	▲ 7.0	5,571,539	▲ 1.2	437,619	▲ 4.4
平成28年度	30,483,832	▲ 3.1	23,904,634	▲ 2.4	879,947	▲ 7.9	5,294,401	▲ 5.0	404,850	▲ 7.5
平成28年度後半※	30,077,974	▲ 4.4	23,534,296	▲ 1.5	881,422	0.2	5,263,654	▲ 0.6	398,602	▲ 1.5
平成29年度	29,172,473	▲ 4.3	22,551,206	▲ 5.7	795,306	▲ 9.6	5,413,089	2.2	412,873	2.0
平成28年度後半※との比較	—	▲ 3.0	—	▲ 4.2	—	▲ 9.8	—	2.8	—	3.6
平成30年度	28,162,955	▲ 3.5	21,296,387	▲ 5.6	731,835	▲ 8.0	5,695,674	5.2	439,058	6.3

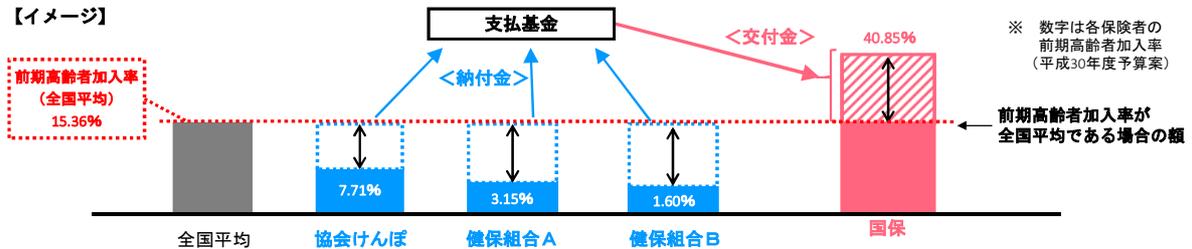
(出典) 国民健康保険事業月報、

31

前期高齢者に係る財政調整

- 保険者間で高齢者が偏在する（65～74歳の約8割が国民健康保険）ことによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行う。
  - 各保険者の前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された額を負担する。（前期高齢者加入率が全国平均より低い場合には、全国平均である場合との差を納付。高い場合には、その差分の交付を受ける。）
- ※ 保険者ごとの負担が過大とならないよう、次のような仕組みを設けている。
- ・ 前期高齢者加入率が著しく低い保険者の納付金が過大とならないよう、算定する際の加入率には下限割合を設定。（高確法第34条第5項）
  - ・ 一人当たり前期高齢者給付費が著しく高い保険者について、基準を超える部分を調整対象から外すことにより、保険者の医療費適正化努力を促進。（高確法第34条第2項第2号）。その他の保険者については、一人当たり前期高齢者給付費は調整されず、各保険者の65～74歳の医療費水準に応じた負担となる。
  - ・ 拠出金負担（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金）が義務的支出（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・法定給付費等）に比し過大となる保険者について、その過大部分を全保険者で按分し、前期高齢者納付金で調整。（高確法第38条第4項及び第5項）

【イメージ】



【負担の状況】



32

## 2020年度納付金等の算定に向けて <2019年3月12日全国課長会議資料>

- 2020年度の納付金等の算定に向けては、都道府県と市町村との間で医療費・被保険者数等の推計方法や、激変緩和の在り方等についてよくご議論いただきつつ、秋の試算・本算定へと進むことが重要。

### 平成31年度納付金算定を踏まえた課題

(仮算定時の都道府県ヒアリングの結果を参考に作成)

- ✓ **平成30年度における70～74歳の被保険者数見込みのズレ**  
⇒結果として、平成31年度の給付費見込みが30年度に比して予想以上に増加  
(被保険者数の見込み違いの例)
  - ・ 団塊の世代(1947～1949生)の動勢が十分に反映されておらず、平成31年度に補正した結果大幅に増加した
  - ・ 市町村からの報告される月報データに誤りがあり、推計に使用する被保険者数が過小・過大となっていた
- ✓ **前期高齢者交付金の精算(返還)影響への対応**  
※29年度の概算交付額が過大であったため、全国的に精算(返還)が発生し、納付金額の増加に繋がった

### 2020年度納付金算定に向けたポイント

- ✓ **被保険者数等の推計方法について必要な見直しを検討(団塊の世代の動勢に留意)**
- ✓ **前期高齢者交付金の返還がある場合に備え、返還方法(基金の活用等)を検討**  
※全国的に2年後の精算時に返還となる傾向(26～28年度)
- ✓ **平成30年度の決算を踏まえ各都道府県で分析を行い、市町村との間で将来に向けた議論が必要**

33

## 予算編成の留意点について

### 【国から示す各種係数について】

- 納付金の算定に用いる確定係数については、可能な限り告示係数との乖離が生じないように推計しているが、確定係数から告示までの算定期間には3か月程度の開きがあり、不確定要素を含むため、告示において乖離が生じる可能性がある。そこで、各保険者は、翌年度の予算編成に当たっては、係数通知で示された数値を参考にしつつ、適切に金額を見込んでいただきたい。

※ 確定係数は、11月上旬に支払基金が把握している基礎数値に基づき算出された暫定的な数値であり、最終的な諸率(3月末に告示で公表)については、3月初旬に支払基金が把握している確定基礎数値や過大・過小申請をもとに算出することから、

- ・ 過大・過小申請による基礎数値の補正
- ・ 11月上旬時点では報告が行われていない概算総報酬額の反映
- ・ 11月上旬時点で各保険者が支払基金へ報告していた実績報告の修正

などの要因により、予算編成通知で示した諸率から変動が生じる可能性がある。

※ 保険者努力支援交付金や都道府県向けの特例調整交付金(暫定措置)、特別調整交付金(追加激変緩和、子ども特調)は確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致する。

### 【前期高齢者交付金等の精算について】

- また、2年前の実績(被保険者数、給付費)をもとに、推計した数値をもとに交付金額を概算で決定し、その概算と実績との差を2年後に精算する仕組みとなっている。

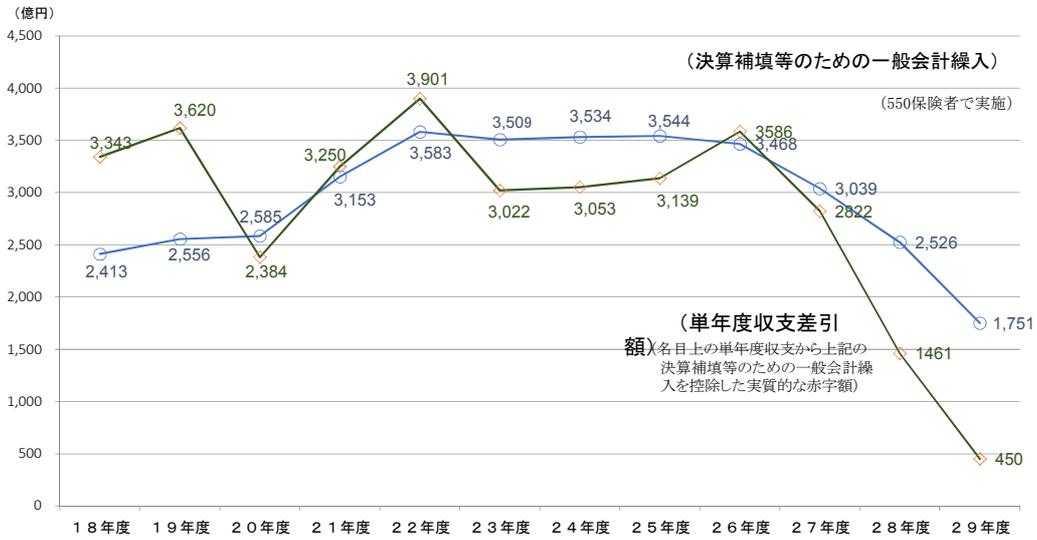
⇒(前頁に記載のとおり)精算額の動きは毎年異なる※ため、返還財源は当年度に使い切らずに留保しておく必要がある。

※ なお、過年度の実績(平成26～28年度)を見ると、高額薬剤の影響による給付増があった平成29年度を除き、全国的に2年後の精算時に返還となる傾向にある。

34

## 市町村国保の財政収支の状況（推移）

○単年度の収支は恒常的に赤字であり、決算補填等のための一般会計繰入も行われている。



(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書  
 (注1) 「決算補てん等のための一般会計繰入金」とは、「一般会計繰入金（法定外）」のうち決算補てん等を目的とした額。平成27年度より定義を再整理しているため、それ以前の年度との単純な比較は困難。  
 (注2) 単年度収支差引額は実質的な単年度収支差引額であり各年度いずれも赤字額。

### 3 2020年度の国民健康保険財政はどうなるのか。

○ **財政調整機能の強化**  
 (財政調整交付金の実質的増額)  
 【800億円程度】

○ **保険者努力支援制度**  
 ・医療費の適正化に向けた  
 取組等に対する支援  
 【800億円程度】

<普調> 【359400億円程度】

<暫定措置（都道府県分）> 【259200億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

<特調（都道府県分）> 【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

<特調（市町村分）> 【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

<都道府県分> 【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

<市町村分> 【000億円程度】

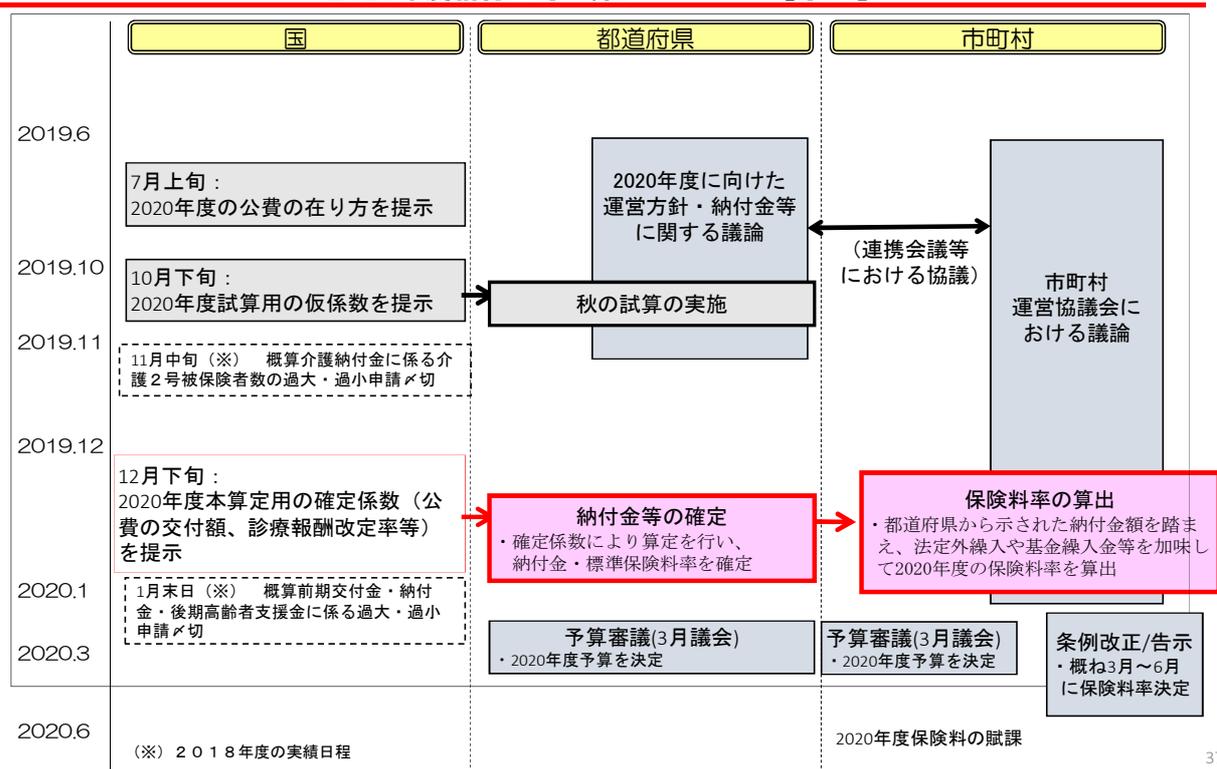
※別途、特調より追加

合計500億円程度

合計  
1,000億円の  
インセンティブ  
制度

※個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は2019年度と同規模（合計約1700億円）を維持する  
 ※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保  
 ※2021年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

## 2020年度納付金等の算定スケジュール【予定】



37

## 2020年度納付金等の算定方法等の検討に当たっての留意点

- 平成29・30年度は、前期交付金の追加交付や公費拡充1700億円の効果により、保険料の増加抑制を図りつつ赤字を比較的解消しやすい状況にあったが、**2019年度からは、自然増に加えて前期交付金の返還金等を要因として保険料の伸びが見込まれている。**
- 2020年度以降も国保財政の健全化を図り、受益に見合った保険料負担とするためには、**都道府県と市町村との間で激変緩和の在り方等について十分ご議論いただきつつ、秋の試算・本算定へと進むことが重要。**その際の留意点は以下のとおり。

### 【2020年度保険料の激変緩和】

- 2020年度の保険料の検討に当たっては、
  - ・ 診療報酬改定を踏まえた自然増を加味しつつ、
  - ・ 国保制度の安定的で健全な財政運営に配慮した適切な激変緩和措置※と
  - ・ 国保運営方針等に基づくあるべき方向性への意識
 のバランスに十分留意いただくことが重要。  
 ※ 激変緩和財源としては、事務レベルWGの議論を踏まえ、平成30年度及び令和元年度に例外的にメニュー化した「追加激変緩和」について、令和2年度も一定額を確保することとした。

### 【国保関係事務の共同化・統一化】

- 各市町村の国保関係事務については、都道府県運営方針の中間見直しの議論の動向も踏まえつつ
  - ・ 事務処理の広域化・集約化・共同化による効率化
  - ・ 都道府県内統一の標準的な基準の整備等によるサービスの均質化、均一化
 を計画的に進めていくために、市町村の取組支援を実施することが重要。

38

## 4段階の激変緩和措置(令和2年度)

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、全体的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びはほぼ抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)に伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。
- 令和2年度において追加公費の投入規模が平成30年度とほぼ変わらないため、被保険者数の減少により、1人当たり効果額は増加する。
- 加えて、都道府県の令和元年度特別会計予算に決算剰余金が見込まれる場合には、当該剰余金の一部を活用することも考えられる。(前期交付金等の返還財源分は留保しておく。)

### 被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

#### ア) 市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

#### イ) 「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)活用による市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じる。

#### ウ) 「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30年度～令和5年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

#### エ) 「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうちの300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。令和元年度は全国で200億円【単年度で活用】)。さらに、令和元年度は、特別調整交付金による追加激変緩和措置として一定額を継続。

※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

39

## 2020年度の保険者努力支援制度(全体像)

### 市町村分(500億円程度)

保険者共通の指標	国保固有の指標
<b>指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</b> ○特定健診受診率・特定保健指導受診率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率  <b>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</b> ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率  <b>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</b> ○重症化予防の取組の実施状況  <b>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</b> ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施  <b>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</b> ○重複・多剤投与者に対する取組  <b>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</b> ○後発医薬品の促進の取組・使用割合	<b>指標① 収納率向上に関する取組の実施状況</b> ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む  <b>指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況</b> ○データヘルス計画の実施状況  <b>指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況</b> ○医療費通知の取組の実施状況  <b>指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況</b> ○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組  <b>指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況</b> ○第三者求償の取組状況  <b>指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況</b> ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等

### 都道府県分(500億円程度)

<b>指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価</b> ○主な市町村指標の都道府県単位評価(※) ・特定健診・特定保健指導の実施率 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況 ・個人インセンティブの提供 ・後発医薬品の使用割合 ・保険料収納率 ※都道府県平均等に基づく評価	<b>指標② 医療費適正化のアウトカム評価</b> ○年齢調整後一人当たり医療費 ・その水準が低い場合 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価 ○重症化予防のマクロ的評価	<b>指標③ 都道府県の取組状況</b> ○都道府県の取組状況 ・医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等) ・医療提供体制適正化の推進 ・法定外繰入の解消等
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

40

### 保険者努力支援制度(市町村分) 各年度配点比較

	2018年度		2019年度		2020年度		
	加点	全体に対する割合	加点	全体に対する割合	加点	全体に対する割合	
共通①	(1) 特定健診受診率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%
	(2) 特定保健指導実施率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%
	(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率	50	5.9%	50	5.4%	50	5.0%
共通②	(1) がん検診受診率	30	3.5%	30	3.3%	40	4.0%
	(2) 歯科健診	25	2.9%	25	2.7%	30	3.0%
共通③	重症化予防の取組	100	11.8%	100	10.9%	120	12.0%
共通④	(1) 個人へのインセンティブ提供	70	8.2%	70	7.6%	90	9.0%
	(2) 個人への分かりやすい情報提供	25	2.9%	20	2.2%	20	2.0%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	35	4.1%	50	5.4%	50	5.0%
共通⑥	(1) 後発医薬品の促進の取組	35	4.1%	35	3.8%	130	13.0%
	(2) 後発医薬品の使用割合	40	4.7%	100	10.9%	100	10.0%
固有①	収納率向上	100	11.8%	100	10.9%	100	10.0%
固有②	データヘルス計画の取組	40	4.7%	50	5.4%	40	4.0%
固有③	医療費通知の取組	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%
固有④	医療費通知の取組	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%
固有⑤	地域包括ケアの推進	40	4.7%	40	4.3%	40	4.0%
固有⑥	第三者求償の取組	50	5.9%	60	6.5%	95	9.5%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	60	7%	40	4.3%	—	—
	体制構築加点						
全体	体制構築加点含む	850	100%	920	100%	995	100%

41

### 保険者努力支援制度(都道府県分) 各年度配点比較

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(Ⅰ) 特定健診受診率・特定保健指導実施率	20	20	24
(Ⅱ) 糖尿病等の重症化予防の取組	10	15	26
(Ⅲ) 個人インセンティブの提供	10	10	18
(Ⅳ) 後発医薬品の使用割合	20	20	22
(Ⅴ) 保険料収納率	20	20	20
体制構築加点	20	15	—
合計	100	100	110

指標② 都道府県の医療費適正化に関する評価【150億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(Ⅰ) 年齢調整後1人当たり医療費	50	50	60
(Ⅱ) 重症化予防のマクロ的評価	—	—	20
合計	50	50	80

指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(Ⅰ) 医療費適正化等の主体的な取組状況			
・重症化予防の取組等	20	20	30
・市町村への指導・助言等	10	10	10
・第三者求償の取組	—	—	—
・保険者協議会への積極的関与	—	10	10
・都道府県によるKDRBを活用した医療費分析	—	10	10
(Ⅱ) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等	30	30	35
(Ⅲ) 医療提供体制適正化の推進	(30)	25	25
合計	60	105	120

※ 改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

42

## 保険者努力支援制度(2020年度市町村分)における評価指標

### 【共通指標①(1) 特定健康診査の受診率】

#### 2019年度実施分

特定健康診査の受診率 (2016年度の実績を評価)	得点	該当保 険者数	達成率
① 第二期特定健康診査等実施計画期間 における目標値(60%)を達成してい るか。	25	83	4.8%
② ①の基準は達成していないが、受診 率が全自治体の上位3割に当たる 46.52%を達成しているか。	20	439	25.2%
③ ①及び②の基準は達成していないが 受診率が全自治体の上位5割に当たる 40.98%を達成しているか。	15	348	20.0%
④ 2015年度の実績と比較し、受診率が 3ポイント以上向上しているか。	25	190	10.9%

#### 【2020年度指標の考え方】

- 疾病予防・健康づくりの促進の観点から、配点割合を引き上げるとともに、マイナス点を導入する。
- 目標値を達成している自治体を高く評価するとともに、自治体における継続的な取組を評価する。
- 市町村規模別の評価指標を導入する。

#### 2020年度実施分

特定健康診査の受診率 (2017年度の実績を評価)	得点
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値 (60%)を達成している場合	50
② ①の基準を達成し、かつ受診率が2016年度以上の値 となっている場合	20
③ ①の基準は達成していないが、受診率が市町村規模 別の2017年度の全自治体上位3割に当たる受診率を達 成している場合	20
10万人以上 ○○% (2017年度上位3割)	
5万～10万人 ○○% (2017年度上位3割)	
1万人～5万人 ○○% (2017年度上位3割)	
1万人未満 ○○% (2017年度上位3割)	
④ ③に該当し、かつ2016年度の実績と比較し、受診率 が3ポイント以上向上している場合	35
⑤ 受診率が20%以上30%未満の値となっている場合	-10
⑥ 受診率が20%未満の値となっている場合	-25
⑦ ①及び③の基準は達成していないが、2016年度の実 績と比較し、受診率が3ポイント以上向上している場 合	25
⑧ ①、③及び⑦の基準は達成していないが、2015年 度以降3年連続で受診率が向上している場合	10
⑨ ①の基準は満たさず、かつ2016年度以降2年連続で 受診率が低下している場合	-10 43

## 保険者努力支援制度(2020年度市町村分)における評価指標

### 【固有指標①(1) 保険料(税) 収納率】

#### 2019年度実施分

保険料(税) 収納率 (2017年度実績を評価)	得点	該当保 険者数	達成率
① 現年度分の収納率が市町村規模別の2016年度 の全自治体上位3割又は上位5割に当たる収納率 を達成しているか。	50 or 45	609 371	35.0%
10万人以上 91.80% (2016年度上位3割) 90.50% (2016年度上位5割)			
5万～10万人 92.13% (2016年度上位3割) 91.12% (2016年度上位5割)			
1万人～5万人 94.51% (2016年度上位3割) 93.48% (2016年度上位5割)			
1万人未満 96.97% (2016年度上位3割) 95.66% (2016年度上位5割)			
② 2016年度実績と比較し収納率が1ポイント以 上向上しているか。(2017年度の収納率が100% である場合を含む)	25	342	19.6%
③ ②の基準は達成していないが、2016年度実績 と比較し収納率が0.5ポイント以上向上している か。	10	439	25.2%
④ 滞納繰越分の収納率が2016年度実績と比較し、 5ポイント以上向上しているか。(2017年度の滞 納繰越分の収納率が100%である場合を含む)	25	234	13.4%
⑤ ④の基準は達成していないが、滞納繰越分の 収納率が2016年度実績と比較し、2ポイント以上 向上しているか。	10	328	18.8%

#### 【2020年度指標の考え方】

- 自治体における継続的な取組を評価する。

#### 2020年度実施分

保険料(税) 収納率 (2018年度実績を評価)	得点
① 現年度分の収納率が市町村規模別の2017年度の全自治体上位 3割又は上位5割に当たる収納率を達成している場合	(上位 3割) 50 or (上位 5割) 45
10万人以上 ○○% (2017年度上位3割) ○○% (2017年度上位5割)	
5万～10万人 ○○% (2017年度上位3割) ○○% (2017年度上位5割)	
1万人～5万人 ○○% (2017年度上位3割) ○○% (2017年度上位5割)	
1万人未満 ○○% (2017年度上位3割) ○○% (2017年度上位5割)	
② 2017年度実績と比較し収納率が1ポイント以上向上している 場合(2018年度の収納率が100%である場合を含む)	25
③ ②の基準は達成していないが、2017年度実績と比較し収納率 が0.5ポイント以上向上している場合(①で上位3割の収納率を 達成している自治体において、収納率が2017年度以上の値と なっている場合を含む)	10
④ ②及び③の基準は達成していないが、2016年度から2018年 度の3か年平均の収納率が①の基準の上位5割の収納率を満た している場合	5
⑤ 滞納繰越分の収納率が2017年度実績と比較し、5ポイント以上 向上している場合(2018年度の滞納繰越分の収納率が100%であ る場合を含む)	25
⑥ ⑤の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が2017年 度実績と比較し、2ポイント以上向上している場合	10
⑦ ⑤及び⑥の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率 が2017年度実績と比較し、1ポイント以上向上している場合	5

## 保険者努力支援制度(2020年度市町村分)における評価指標

### 【固有指標⑥ (iii) 保険料(税) 収納対策状況】

2019年度実施分

(1)保険料(税) 収納率の確保・向上	得点	該当 保険者 数	達成率
① 2017年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が、前年度より向上しているか。	3	867	49.8%
② 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めているか。	3	1565	89.9%
③ 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分確認した上で交付するよう方針を定めているか。	3	1553	89.2%
④ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか。	3	993	57.0%
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針としているか。	3	1169	67.1%

#### 【2020年度指標の考え方】

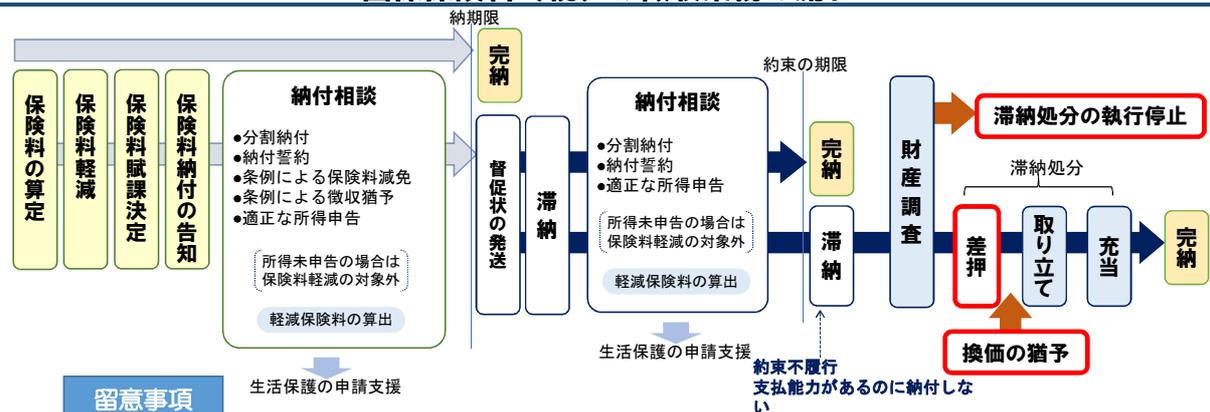
- 生活困窮者自立支援法の改正(2018年10月施行)を踏まえ、生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を促進する。
- 増加する外国人被保険者への制度周知・収納率向上を促進する。

2020年度実施分

(1)保険料(税) 収納率の確保・向上	得点
① 2018年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が前年度より向上している場合	3
② 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めている場合	2
③ 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分確認した上で交付するよう方針を定めている場合	2
④ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めている場合	2
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針としている場合	2
⑥ 滞納者の滞納理由が経済的な困窮であること等を把握した場合に、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を行っている場合	3
(2)外国人被保険者への周知	得点
① 外国人被保険者に対し、国保制度の概要(保険料納付の必要性を含む)について記載された外国語のパンフレットや納入通知書を作成し、制度の周知・収納率の向上を図っている場合	3

45

## 国保保険料(税)の徴収業務の流れ



### 留意事項

#### <給与等の差押禁止の基準>

生活保護法における生活扶助の基準となる金額(支給の基礎となった期間1月ごとに10万円と滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した額)は差し押えることができない。

#### <滞納処分の停止における生活困窮の基準>

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することができる。 「生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき」とは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態(前述の生活保護法における生活扶助の基準となる金額で営まれる生活の程度)になるおそれがある場合をいう。

#### <申請による換価の猶予>

納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納付の履行を確保する観点から、申請による換価の猶予の制度が設けられている。財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある場合には、滞納者の申請に基づき、換価を猶予する。

46

## 差押禁止財産について

### 【概要】

滞納者の最低限の生活保障、生業維持等の観点から、以下の差押禁止財産を定めている。

- **一般の差押禁止財産**  
滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な衣服や食料等
- **給与の差押禁止**  
生活保護法における生活扶助の基準となる金額等  
(=支給の基礎となった期間1月ごとに10万円と滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した額)
- **社会保険制度に基づく給付の差押禁止**  
社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付
- **条件付差押禁止財産**  
農業に必要な器具や漁業に必要な器具、職業又は事業の継続に必要な機械・器具等  
※ 全額を徴収することができ、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときのみ

### 参考：広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決（抜粋）

「本件預金債権の大部分が本件児童手当の振込みにより形成されたものであり、本件児童手当が本件口座に振り込まれた平成20年6月11日午前9時の直後で本差押がされた同日午前9時9分時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相額はいまだ本件児童手当としての属性を失っていないと認められるのが相当である。」

「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が構成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。」

47

## 滞納処分の停止について

### 【概要】

すでに差し押さえされている財産、あるいは今後差し押さえる対象となりうる財産の換価処分（公売）を、一定の要件に該当した場合に猶予する。

### 主な要件

- 滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。  
※ 「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者の財産につき滞納処分の執行を行うことにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度になるおそれのある場合をいう。（=支給の基礎となった期間1月ごとに10万円と滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した額）
- その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。

### 効果

- **差押えの解除**  
停止の期間内は新たな差押えをすることができず、既に差し押さえた財産についてはその差押えを解除しなければならない。
- **延滞金の免除**  
停止の期間に対応する部分の金額に相当する延滞金額を免除する。  
※ 滞納者が自発的にその停止に係る保険料を納付したときに、その納付金をその停止に係る保険料に充てることは差し支えない。  
※ 滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る保険料の消滅時効は進行する。  
※ 滞納処分の停止が取り消されなくて3年間継続したときは、納付する義務は当然に消滅する。

48

## 換価の猶予について

### 【概要】

滞納者に一定の事由がある場合に、滞納処分により財産を換価すること又は一定の財産を差し押さえることを1年の範囲内で猶予するものであり、

- ・ 税務署長が職権をもって行う換価の猶予（職権による換価の猶予）
- ・ 滞納者の申請に基づき行う換価の猶予（申請による換価の猶予）

の2種類がある。

### 主な要件

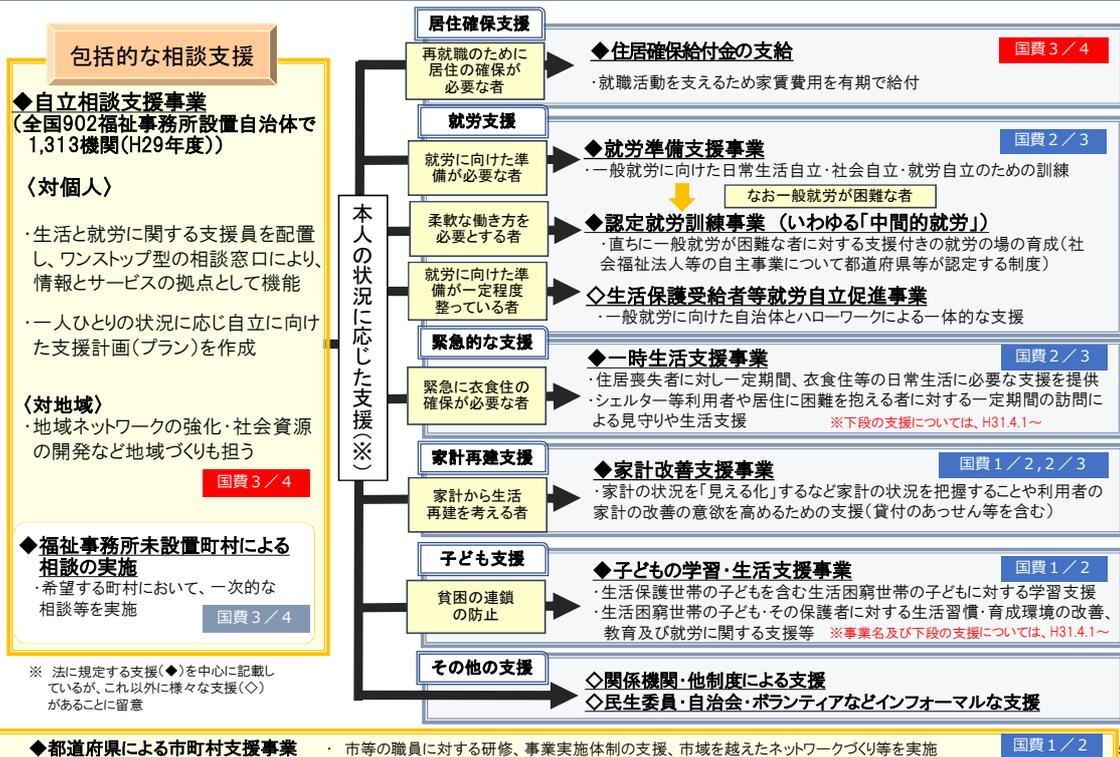
- 滞納者が納付について誠実な意思を有すると認められること。
- 次のいずれかに該当すると認められる場合であること。
  - (イ) 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
  - (ロ) 財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比し、徴収上有利であるとき。

### 猶予期間

- 1年を限度とする
- ※ やむを得ない理由があると認めるときは、申請に基づき、すでに猶予した期間とあわせて2年を超えない範囲でその期間を延長することができる。

49

## 生活困窮者自立支援制度の概要



50

生活困窮者等の自立を促進するための  
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進

- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
- ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)

② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用動奨を行う努力義務の創設

③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付社援地発1001第12号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保国発1001第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保高発1001第1号厚生労働省高齢者医療課長通知）により都道府県宛に通知済。

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

施行期日

平成30年10月1日（ただし1(2)(3)は平成31年4月1日、2(1)は公布日、2(2)①は平成33年1月1日、2(3)は平成32年4月1日、3は平成31年9月1日※ 等）

51

保険者努力支援制度(2020年度市町村分)における評価指標

【固有指標⑥（iv）法定外繰入の解消等】（新設）

2020年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減（2018年度の実施状況を評価）	得点
① 2018年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	
② 2018年度の削減予定額（率）を達成している場合	30
③ 2018年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 2018年度の削減予定額（率）を達成している場合	10
⑤ 2018年度の削減予定額（率）は達成していない場合	-15
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30
⑦ 2018年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、2018年度決算において前年度以上の決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合（2017年度決算において赤字が解消していた場合は除く。）	-30

【2020年度指標の考え方】

- 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、指標を新設するとともに、マイナス点を導入する。

52

## 保険者努力支援制度(2020年度都道府県分)における評価指標

### 【指標①：主な市町村指標の都道府県単位評価(1)】

2019年度実施

(i) 特定健診の実施率(2016年度実績を評価)	得点	該当都道府県数	達成率
① 特定健診受診率の都道府県平均値が目標値(60%)を達成しているか。	6	0	0%
② ①の基準は満たさないが、特定健診受診率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成しているか。	4	14	30%
③ ①②の基準は満たさないが、特定健診受診率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成しているか。	2	10	21%
④ 特定健診受診率の都道府県平均値が2015年度実績と比較して0.9ポイント以上向上しているか。	4	7	15%
(i) - 2 特定保健指導の実施率(2016年度実績を評価)	得点	該当都道府県数	達成率
① 特定保健指導実施率の都道府県平均値が目標値(60%)を達成しているか。	6	1	2%
② ①の基準は満たさないが、特定保健指導受診率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成しているか。	4	13	28%
③ ①②の基準は満たさないが、特定保健指導受診率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成しているか。	2	10	21%
④ 特定保健指導受診率の都道府県平均値が2015年度実績と比較して0.9ポイント以上向上しているか。	4	31	66%

2020年度実施分

(i) 特定健診の実施率(2017年度実績を評価)	得点
① 特定健診受診率の都道府県平均値が目標値(60%)を達成している場合	7
② ①の基準は満たさないが、特定健診受診率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成している場合	4
③ ①②の基準は満たさないが、特定健診受診率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成している場合	2
④ 特定健診受診率の都道府県平均値が30%未満の値となっている場合	-4
⑤ 特定健診受診率の都道府県平均値が2016年度実績と比較して0.9ポイント以上向上している場合	5
(i) - 2 特定保健指導の実施率(2017年度実績を評価)	得点
① 特定保健指導実施率の都道府県平均値が目標値(60%)を達成している場合	7
② ①の基準は満たさないが、特定保健指導受診率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成している場合	4
③ ①②の基準は満たさないが、特定保健指導受診率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成している場合	2
④ 特定保健指導受診率の都道府県平均値が15%未満の値となっている場合	-4
⑤ 特定保健指導受診率の都道府県平均値が2016年度実績と比較して1.5ポイント以上向上している場合	5

53

## 保険者努力支援制度(2020年度都道府県分)における評価指標

### 【指標③：決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等】

2019年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減(2018年度の実施状況を評価)	得点	該当都道府県数	達成率
① 都道府県内の市町村が決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない※1、または、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村※2について、削減の目標年次及び削減予定額(削減予定率でも可)を定めた個別の計画が作成されているか。	30	45	96%
② ①の基準は満たさないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている市町村※2のうち5割以上の市町村について、削減の目標年次及び削減予定額(削減予定率でも可)を定めた個別の計画が作成されているか。	10	2	4%

2020年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等(2018年度の実施状況を評価)	得点
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち7割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち3割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-5
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全て取りまとめ及び公表を行っている場合	5
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を全く行っていない場合	-5

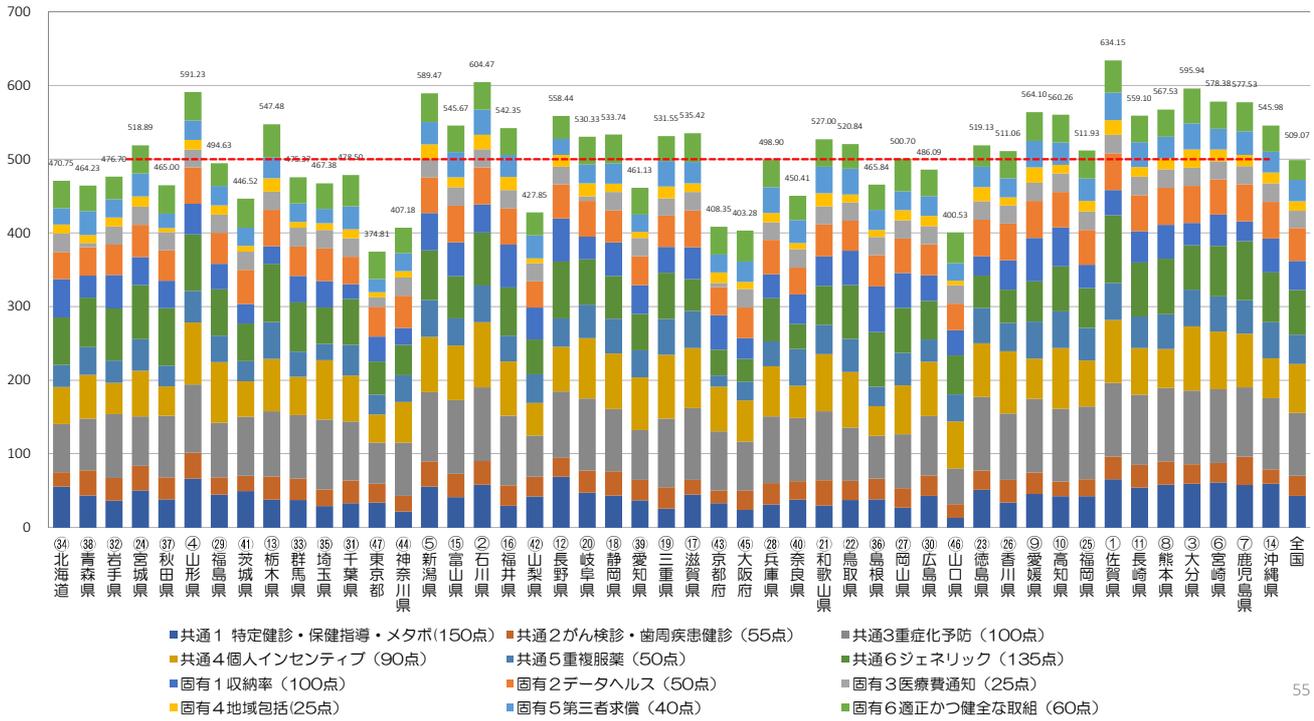
#### 【2020年度指標の考え方】

- 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、マイナス点を導入する。
- 赤字解消計画の策定だけでなく、法定外繰入等の有無や赤字解消計画の達成状況、赤字解消計画の見える化についても評価する。

54

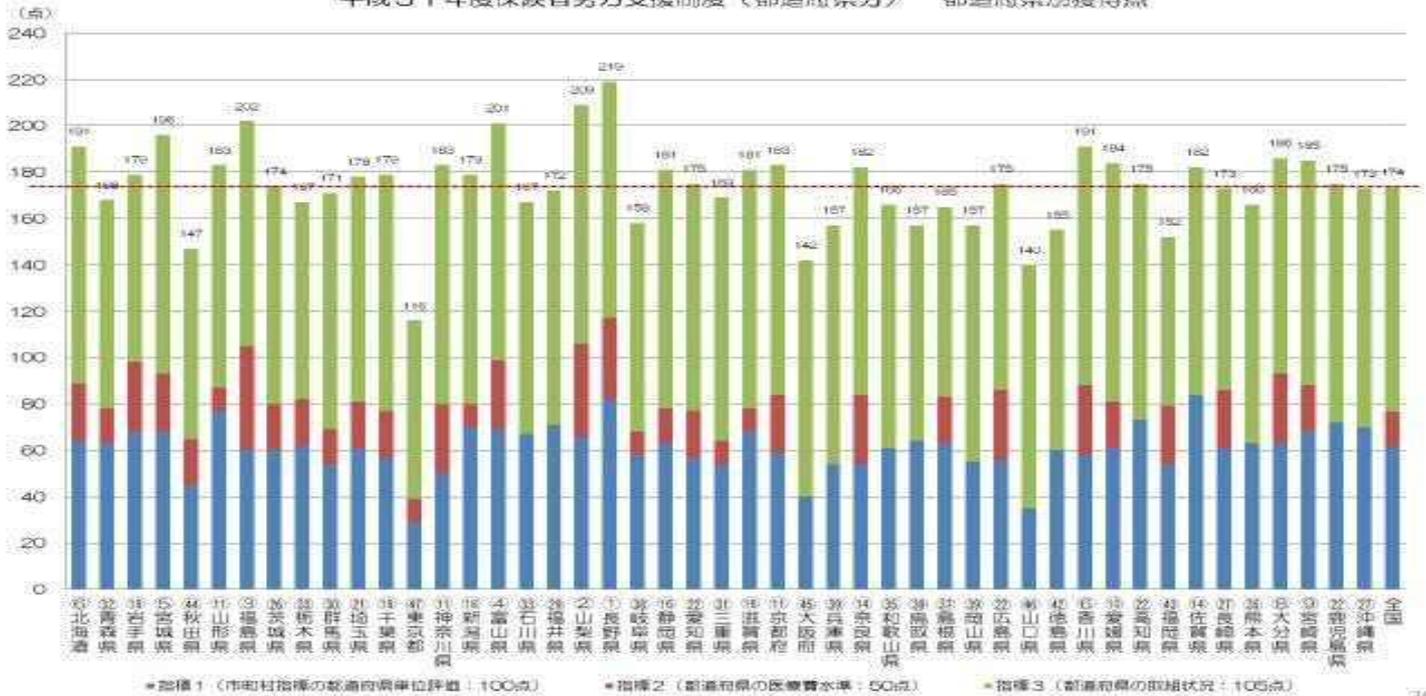
(得点)

### 平成31年度保険者努力支援制度(市町村分) 都道府県別市町村平均獲得点 全体(体制構築加点含まず880点満点)



55

### 平成31年度保険者努力支援制度(都道府県分) 都道府県別獲得点



36

## 4 都道府県国民健康保険事業運営方針の見直し

- 国保改革に伴い、国保の保険者としての事務は、都道府県と市町村で役割分担をして行うこととなり、都道府県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営に責任を持つとともに、県内市町村の国保事業の広域化や効率化を推進する役割も果たすこととなる。
- そこで、改革後は、都道府県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通の認識の下で実施するとともに、各市町村が国保事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が、国保法第82条の2に基づき、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。
- 市町村は、国保法第82条の2に基づき、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める。

### ■ 主な記載事項

#### 〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - ・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
  - ・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
  - ・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

### ■ 主な記載事項

#### 〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
  - ・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 等

(参考) 国保運営方針の対象期間	3年間(令和2年度迄)	6年間(令和5年度迄)
都道府県数	37	10



令和3年度(令和2年末)の改訂もしくは中間見直しに向けた準備が必要

57

## 保険料水準の統一に向けた動向

- 国保の保険料水準の統一について、国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の平準化(同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準)を目指す、こととしている。
- 国保改革が施行時点における、各都道府県の保険料水準の統一に向けた状況は、次のとおり。  
(各都道府県の国保運営方針の記載、本算定時の国提出帳票に基づき整理を行ったもの)

①国保運営方針において、具体的な統一時期や検討時期等に係る記載がある都道府県

運営方針における記載等	該当都道府県
平成30年度より統一	大阪府(6年間の例外措置あり)
平成36年度までを目標に検討	北海道※1、福島県、奈良県、広島県※2、沖縄県 ※1:北海道は、納付金ベースでの統一 ※2:広島県は、収納率の差異によるバラツキを容認
平成39年度までを目標に検討	和歌山県、佐賀県

- ②その他の都道府県については、
- ・時期を明示せず、将来的に統一を目指す、
  - ・医療費水準の平準化・赤字の解消等を踏まえ検討、等と整理している。

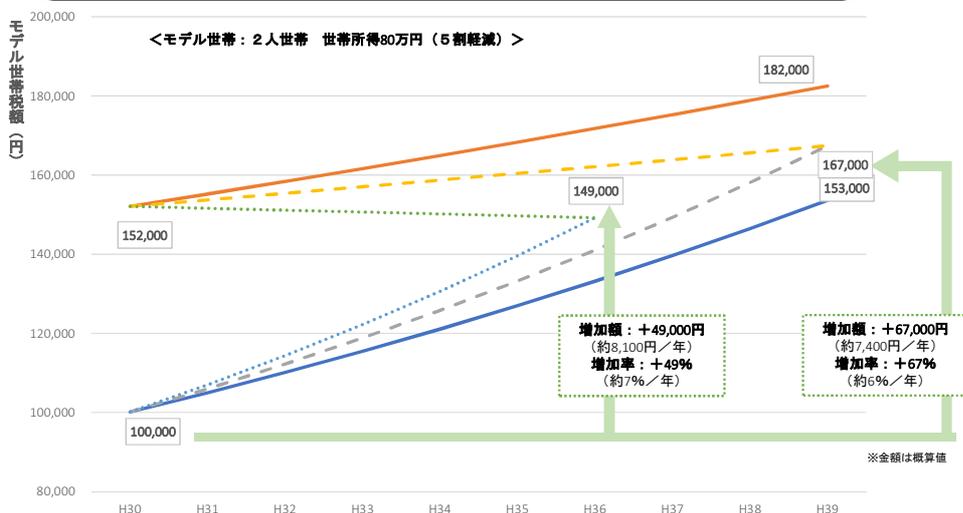
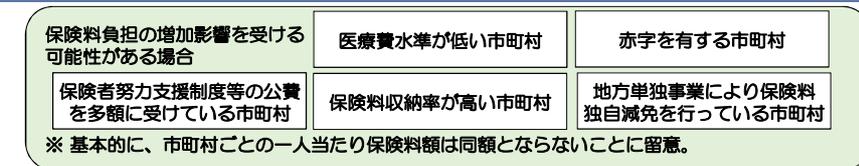
③保険料水準を統一する場合、保険料算定方式の統一化も重要な課題であるが、以下のように統一期限を明記している都道府県がある。

宮城県：32年度、鹿児島県：35年度、和歌山県：39年度(いずれも3方式に統一)

58

## 保険料率水準統一化のイメージ

- 保険料水準の統一化を図ることにより、同じ都道府県内であれば、同じ所得水準・同じ世帯構成の場合、同じ保険料水準となる。ただし、医療費水準が低く、保険料収納率が高いこと等により、保険料負担が低かった市町村の保険料負担が増加することに留意。
- このため、統一化するには、時間軸を置いて、検討する必要がある。



59

## 保険料水準の統一に向けた課題

- 国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指す、こととしている。
- 各都道府県における保険料水準の統一に向けた状況と課題は、次のとおり。

30年度～	2024年度までを目標に検討	2027年度まで
大阪府 (例外措置あり)	奈良県、沖縄県 北海道(納付金ベース)、広島県(準統一)	和歌山県 佐賀県

※ その他の都道府県については、時期を明示せず、将来的に統一を目指す。あるいは、医療費水準の平準化・赤字の解消等を踏まえ検討等と整理。岐阜県は検討期間を2024年度に設定。福島県、滋賀県は2024年度以降の統一を目指す。

### ① 医療費水準に関する課題

- ・ 将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保
- ・ 医療費水準の平準化・均てん化

$\alpha=0$ とすることによって、医療費水準によらず、保険料水準を統一することが可能。ただし、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要。また、 $\alpha=0$ を設定した場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、今後検討が必要。

### ② 保険料算定方法に関する課題

- ・ 保険料算定方式の統一化
- ・ 賦課割合の統一化

都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論が必要。

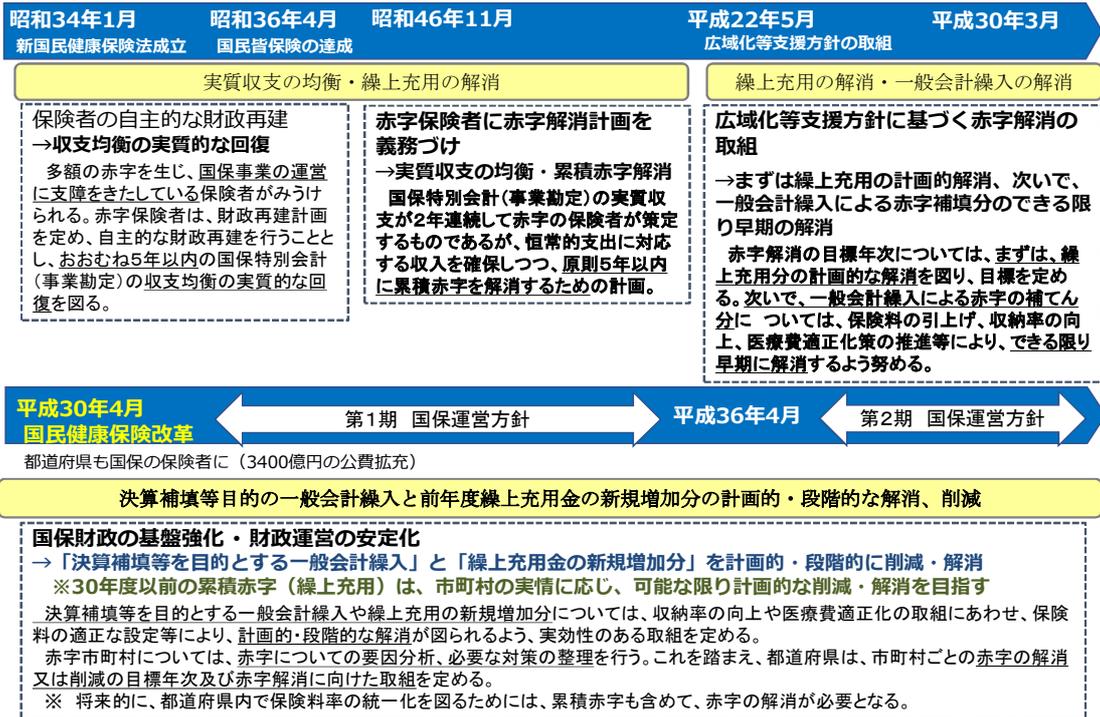
### ③ 各市町村の取組に関する課題

- ・ 将来にわたる保険料収納率向上インセンティブの確保
- ・ 保健事業費等の基準額の統一化
- ・ 地方単独事業の整理
- ・ 赤字の解消
- ・ 市町村事務の標準化、均質化、均一化

保健事業費や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など、市町村が個別に政策的に取り組んでいるものの統一化について、議論が必要。また、市町村ごとの保険料収納率の差をどのように扱うかについても整理が必要

60

## 赤字解消の取組経緯



## 赤字削減・解消計画の策定

- 【計画の策定】**
- 赤字削減・解消計画については、次のいずれかの方法により策定することとされている。
- 1) 国保運営方針に定める方法  
 国保運営方針に、市町村ごとの赤字の解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組が記載されている。2) 国保運営方針とは別に定める方法  
 都道府県は、赤字を有する市町村に対し、赤字削減・解消計画の作成及び提出を求める。  
 赤字市町村は、赤字の削減・解消に向けた基本方針、目標設定、実効性のある取組等について都道府県と協議を行ったうえで、計画を定める。  
 また、都道府県は、市町村ごとの赤字削減・解消計画をとりまとめて、その内容を総括して計画を策定する。
- 【法令等の根拠】**
- 国保法第82条の2  
 都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、国保運営方針を定める
- 国保運営方針策定要領(平成28年4月)  
 財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字の要因分析を踏まえ市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。  
 ※国保運営方針に全体的な方向性を定め、市町村毎の取組を別に定めることも可能
- 「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日保国発0129第2号)  
 国保運営方針とは別に計画を定める場合の細則を定める。  
 ※本通知に伴い、昭和46年通知は廃止する。
- 【計画期間・提出期限】**
- 計画の第1年次は平成30年度以降とし、原則として6年以内の計画を作成。  
 ○市町村から都道府県への計画の提出期限は3月末。都道府県から厚生労働省(地方厚生局)への計画の報告期限は、次年度4月末とする。計画にかかる実施状況の報告は毎年度9月末とする。

法定外繰入の状況(平成29年度決算)

分 類		29年度	対28年度
決算補填等目的の法定外繰入	① 決算補填目的のもの	163	▲41
	保険料収納不足のため	122	16
	医療費の増加	32	▲65
	後期高齢者支援金等	9	7
	高額療養費貸付金	0	0
	② 保険者の政策によるもの	1,374	▲716
	保険料(税)の負担緩和を図るため	1,363	▲711
	地方単独の保険料(税)の軽減額	7	▲4
	任意給付費に充てるため	4	▲1
	③ 過年度の赤字によるもの	214	▲17
累積赤字補填のため	156	▲30	
公債費・借入金利息	59	13	
小計	1,751	▲774	
決算補填等目的以外の法定外繰入	保険料(税)の減免額に充てるため	128	▲5
	地方単独事業の医療給付費波及増等	304	8
	保健事業費に充てるため	192	2
	直営診療施設に充てるため	5	0
	納税報償金(納付組織交付金)等	0	0
	基金積立	68	29
	返済金	5	2
	その他	86	▲20
小計	788	16	
合計	2,540	▲759	

単位:億円

平成30年度からは保険料の収納不足や医療費の増加に対し、財政安定化基金を活用することで、基本的に赤字は発生しない。

国保運営方針に基づき、計画的に削減・解消すべき赤字「決算補填等目的の一般会計繰入」

出典 国民健康保険の事業実施状況報告

6 いま、住民として市町村として何がいま求められているか。

(1) 高い保険料負担を下げるために

他の公的医療保険制度に比べ高い負担を検証。較差解消にむけた国からの公費をさらに増やす。

法改正附帯決議・地方との協議確認事項の確実な履行実施。協会けんぽより高い保険料。拡充された公費が保険料負担権限に確実に結びついているのか。

国保事業費納付金の算定方法において、保険料が上がらないようにする。

決算剰余金・基金繰入金・公費が納付金算定においてどう使われているか。

本当に、統一保険料率とすることは必要なのか。保健事業は身近な市町村の仕事。

算定方式が、保険料負担にどう影響するのか。2方式でよいのか。

一般会計からの繰入金削減が保険料(税)率のさらなる引き上げに結びつかないようにする。

一般会計からの保険料負担を軽減するための繰入れは「悪」なのか。

国の「赤字解消計画」は6年間での解消は求めていなかった。

「段階的・計画的削減」「保険料負担の急激な増への配慮」は制度施行時だけのものなのか。

決算補填等目的以外の法定外繰入金の考え方。

法定繰入金は確実に繰入れられているか。(職員給与費等、事務費・負担金・委託費(収納率向上・医療費適正化対策等)にかかる費用)、財政安定化支援事業費、基盤安定制度負担金)

## 6 いま、住民として市町村として何がいま求められているか。

### (2) 誰もが、安心して医療機関にかかることができるために

#### 保険給付の受給権を保障する資格証・短期被保険者証・限度額認定証の発行

除外要件となっている「特別な事情」の把握は確実にされているか。「申し出が行われていない」だけで、ないといえるのか。

通常の被保険者証と異なることから、管理事務が大変な資格証明書等の発行・管理業務。高齢受給者証との一体化のなかで、限度額認定証を個別発行する困難さ。

#### オンライン資格確認とマイナンバーカード利用促進における個人情報管理と医療機関受診

本人の承認抜きに健康医療情報が第三者に渡ることがないのか。

子どもから高齢者まで、誰もが医療機関に確実にかかることができるしくみであるのか。

公費の無駄づかい。民間産業振興だけの制度ではなのか。

#### 地域医療構造に対する本格的な議論を。災害時も含め医療提供体制は本当に充実しているのか。

#### 保険給付の範囲の見直しで、「国民皆保険制度」は崩壊しないのか。

## 6 いま、住民として市町村として何がいま求められているか。

### (3) 厳しい、保険料の取立てをなくすために

#### 生活困窮により滞納している者に接することができる自治体職員体制の充実をはかる。

「ソサイエティ5.0」「2040自治体再編構想」など、自治体職員の削減と電子化、民間委託化の動きのなかで、自治体が住民の個別の生活実態が把握できない状況が生まれないか。

#### 滞納処分の執行停止処分の活用をはかる。国保における不能欠損は違法ではない。

財産調査の結果、無財産や滞納処分で生活困窮となる状況が把握できた場合の対応。

#### 生活困窮者に対する対応を確実に。減免基準の見直しを行う。

国民健康保険の加入者には、生活保護水準の者が多くいる。

生活困窮者自立支援制度の活用を確実に。体制の構築を図る。

所得減少だけでなく、生活保護基準を踏まえた保険料減免制度の充実を図る。

#### 差押さ禁止財産の差押禁止の徹底と差押禁止範囲の見直し。

給与・年金振込口座、取引当座預金の差押禁止の徹底。

国税徴収法等における「差所押え禁止財産」は「10万円」。「10万円」では生活困難。

## 6 いま、住民として市町村として何がいま求められているか。

### (4) 国民健康保険事業運営方針の見直し議論

都道府県内の統一保険率の設定。

決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入れの段階的計画的解消。

一部負担金・保険料の減免基準

資格証明書・短期被保険者証・高齢受給者証の発行基準。

医療費適正化対策・保健事業の充実に向けた広域的な取組み。

住民のいのちと健康を守るのは基礎自治体である市町村の役割。

特定健診特定保健指導、糖尿病腎症重症化予防事業、地域包括支援事業など、市町村の役割を支援する都道府県の役割が発揮できるものに。データ分析等による健康医療産業を支えるだけの都道府県事業であってはならない。

市町村単位、都道府県単位の診療報酬単価見直しは、「国民皆保険制度」の崩壊とならないか。

## 憲法25条に基づき

# 危機にある国民健康保険を守ろう！

2019年12月22日

中央社保協代表委員

寺川 慎二

## 1、国民健康保険が「国民皆保険制度」の根幹

### (1) 国民健康保険は社会保障です

旧国保法は第1条で「国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする」と定め、国保は社会保障ではなく相互扶助の制度でした。しかし、1958年に憲法25条に基づいて現在の国民健康保険法が成立し、法律の冒頭に「国民健康保険法（昭和13年法律第60号）の全部を改正する。」と宣言をして、国保を社会保障制度として明記し、国と自治体の運営責任も明確になったのです。1961年には、すべての区市町村で国民健康保険がスタートし、「国民皆保険」が確立しました。

国保法第5条で、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されています。その上で被用者保険や国保組合の被保険者などを「適用除外」としている点からも、国民皆保険制度の根幹が国保であり、医療保険制度の充実を求めるには、国保の改善・拡充なしにはあり得ないのです。

第1条 「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」

第4条 「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。2都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」

### (2) 公的医療制度の種類

日本の医療保険は、リスク別のグループに括るといっておよそ「保険」制度（リスク分散機能）としては成り立たない仕組みを作っていました。

日本の公的医療保険制度にはどのような制度があるのでしょうか。年齢で分けると2種類、74歳までの人が加入する保険が2種類、75歳以上の人加入する保険が1種類です。

①0歳から74歳の人加入する保険2種類がさらに細分化されています。

被用者保険…協会けんぽ、組合健保、日雇い健保、船員保険、共済組合（国・地・私）  
国民健康保険…市町村国保、国保組合

②75歳以上の人加入する保険…後期高齢者医療保険

※介護保険…40歳から64歳は第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者となります。

### (3) 複雑な計算方法のため国保料（税）は分かりづらい

国民健康保険は、被用者保険（社会保険）との関係から自営業者や無業者（失業者や年金生活の方）の加入が多くを占めることは発足時から予測されたものです。国保料（税）

の設定も「保険制度」が前提なので「すべての加入者に国保料（税）を賦課する」制度設計になっています。ここに高すぎる国保料（税）の根本原因があります。

国保料（税）算定は特別な方式がとられています。被用者保険は、収入に応じて保険料が決まるのに（健康保険法上の被扶養者で概ね年間収入130万円未満であれば被保険者の被扶養者として保険料はかかりません）、区市町村国保の場合は、医療分（基礎分）は、あらかじめ医療給付費がいくらになるかを予想してそれを国保料（税）として国保加入者全員に割り振ります。その上で住民票上の世帯主に支払いを求めることとなります。

**【国保料（税）は前年所得と加入人数で決まる】**

◎応能部分…①前年所得に応じた「所得割」、②土地などの資産（固定資産税）に応じた「資産割」

◎応益部分…③世帯内の国保加入者数に対する「均等割」、④世帯に対する「平等割」

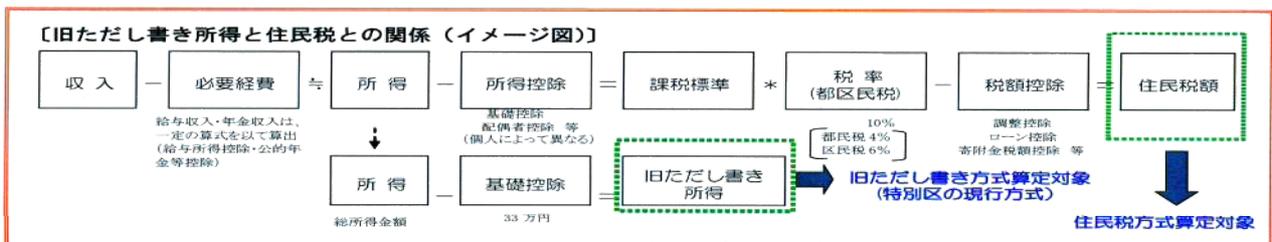
以上の4方式を各自治体が組み合わせて国保料（税）を計算します。均等割は生まれたばかりの赤ちゃんにもかけられる国保料（税）です。

**【国保料（税）は3種類で構成】**

- ①医療分（基礎分）…区市町村が支払う1年間の医療給付費の50%を加入者で割り振る
- ②後期支援分…後期医療の医療給付費のうち4割を現役世代（乳幼児含む）の支援金で賄うため、保険者に割り振られている
- ③介護保険分…国保被保険者のうち、40歳～64歳が対象

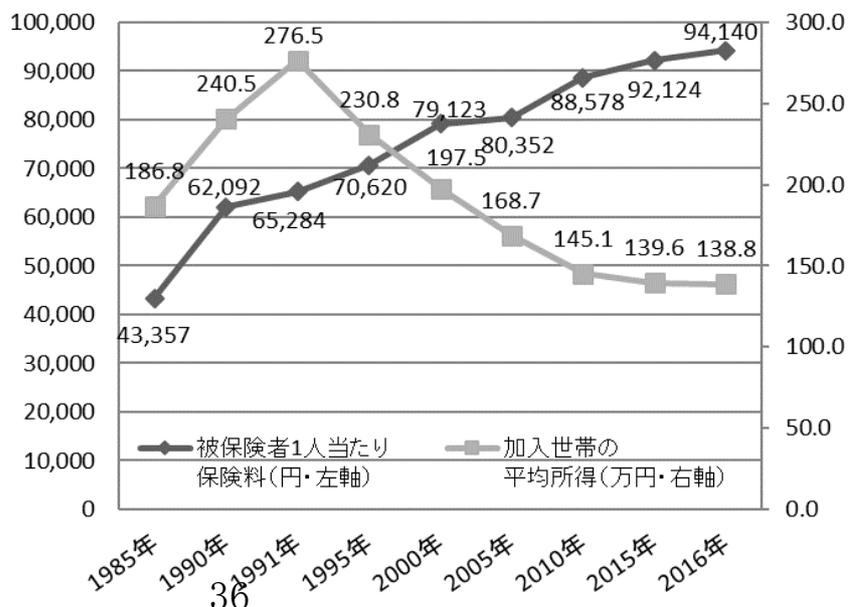
**（4）「旧ただし書き所得」で住民税非課税世帯にも所得割賦課**

旧地方税法第292条第4項「ただし書き」に基づいて1961年度から1963年度までの間、市町村民税の所得の把握方法として採用されていたものです。国保・後期高齢者医療保険料の所得割額を計算する際の所得となります。配偶者控除・障害者控除などが無いため、住民税非課税世帯でも所得割が発生する可能性があります。



**（5）国保料（税）が家計を圧迫**

**国保料(税)と加入世帯の平均所得**



- 【試算の条件】①40代夫婦と子ども2人の4人世帯  
②片働きで給与収入400万円（所得266万円）



### (6) 高すぎる国保料の3つの要因

高すぎる国保料(税)の最大の原因は国庫負担の削減ですが、国保料(税)算定の制度そのものに問題があります。

- ① 国保は「保険」だから、加入者全員に国保料(税)を賦課する。均等割(応益分・国保加入者の頭数)があるため子どもや無職の人にも国保料(税)を賦課する。
- ② 国保の基礎分は、来年度に支払う保険給付費を推計して、その金額を国保加入者で割り返すが、医療費の上昇を高め設定する。
- ③ 前年所得の補足方法は上図の通り、住民税非課税世帯でも所得があることになり、「所得割」が賦課される可能性がある。(生計費非課税原則の逸脱)  
※「旧ただし書き所得」は同じ所得なら同じ算定基礎になるが、家族構成・年齢構成による「可処分所得額」の違いを無視している。

## 2、住民運動、自治体の姿勢・努力で負担軽減は可能

### (1) 国保料(税)軽減の施策

保険料は、応能割(所得割と資産割)と応益割(均等割と平等割)で構成されています。例えば、40代夫婦で片働き・給与年収400万円、子どもが2人の4人世帯の場合、協会けんぽだと年間保険料23万7252円(本人負担分・2019年4月以降)なのに対して、国保は東京都江戸川区で51万7043円と2.1倍にもなります。

国会での論戦で「(国保は)被保険者全体の相互扶助で支えられている。応分の保険料を負担してもらう必要がある」(2019年2月8日参院予算委での根本匠厚労相の答弁)と社会保障としての国保との認識がなく、ゼロ歳の赤ちゃんにも「応分の負担」を求めるといふとんでもないものです。

2018年4月から国保財政が都道府県に移管され、3400億円の公費が投入されました。しかし、全国知事会は、国保の保険料負担をせめて協会けんぽ並みに抑えるためには1兆円程度の国費負担増が必要と政府に要望しています。(2014年7月4日自民党医療PTのヒヤリング)

- ① 就学援助等を受けることになった世帯(愛知県春日井市、静岡県静岡市)
- ② 元々所得が少なく、保険税負担で生活保護基準以下の場合、全額免除を含め減免すれば生活保護を必要としなくなる額を減免(山形県山形市)
- ③ 均等割の3割・1割軽減を実施(愛知県一宮市)
- ④ 市民税が非課税となった世帯は所得割額を賦課しない(神奈川県横須賀市)
- ⑤ 18歳以下の子ども1人目から全額減免(熊本県芦北町、岩手県宮古市、福島県南相馬市)
- ⑥ 18歳未満の子どもの均等割の50%を減免(石川県加賀市、茨城県取手市)
- ⑦ 18歳未満の子どもの均等割を減免(福島県南相馬市)
- ⑧ 雇用保険未加入で非自発的失業者の減免実施(東京都町田市)

### (2) 窓口負担軽減施策

- ① 長野県諏訪郡原村(すわぐん原村)…住所がある66歳以上、一部負担金を全額支給
- ② 東京都日の出町…町に3年以上住所がある70歳上、74歳までは一部負担金の月額上限2,000円、75歳以上は一部負担金を全額助成、がん治療の自己負担助成(いずれも一定の要件あり)
- ③ 岩手県和賀郡西和賀町(合併前の沢内村を含む)…町に住所がある65歳以上(歯科診療は75歳以上)、一部負担金の上限が通院1,500円、入院5,000円
- ④ 東京都檜原村…村に3年以上住所がある75歳以上、一部負担金を2分の1助成
- ⑤ 子ども医療費助成制度
- ⑥ 長野県信濃町：世帯主9割給付、飯綱町：世帯主8割給付、南相木村：世帯主老人並  
◎国保の差押が35万件

高すぎる保険料により、滞納せざるを得ない状況が広がっています。滞納は267万世帯・滞納率は14.5%です。所得が下がれば保険料収入が足らなくなるので、さらに保険料率を上げるといふ負のスパイラルに陥っています。

保険料滞納での短期証交付75万4千世帯、資格書交付17万1千世帯、差押数34万9千件・金額955億7千万円に上ります。制裁的で容赦のない行政が行われていると言わざるを得ません。

### (3) 被用者が3割に、任意給付は急務

国民健康保険の世帯主の職業別割合は、1965年当時は農林水産業・自営業が67.5%を占めていましたが、2016年には、17.3%まで減少。逆に被用者（会社などに雇われている労働者）は19.5%から34%と1.7倍に増加しています。

任意給付となる傷病手当と出産手当は区市町村国保では行われていません。非正規労働者は、病気や怪我をすれば、その日から収入が途絶えてしまいます。また、女性の場合は、出産前後に仕事を休めば、やはり収入が途絶えてしまいます。国保でも出産手当金と傷病手当金制度の創設は急務です。

### (4) 特定健診・特定保健指導の充実を

健康予防、病気の早期発見早期治療は、重要な課題ですが、2017年度の特定健診・特定保健指導ともに実施率60%が目標ですが、達成した保険者は全国で56自治体に留まっています。

また、国保料（税）を滞納していても特定健診・特定保健指導は受けられます。滞納者に対する制裁的な行政が広がっている状況の中できちっと案内が送られているが調査も必要です。

多くの自治体が無料で受信できるようですが、有料の自治体もあります。健診内容の充実と受診率を上げる、有料を無料にさせるなどの取り組みを強めましょう。

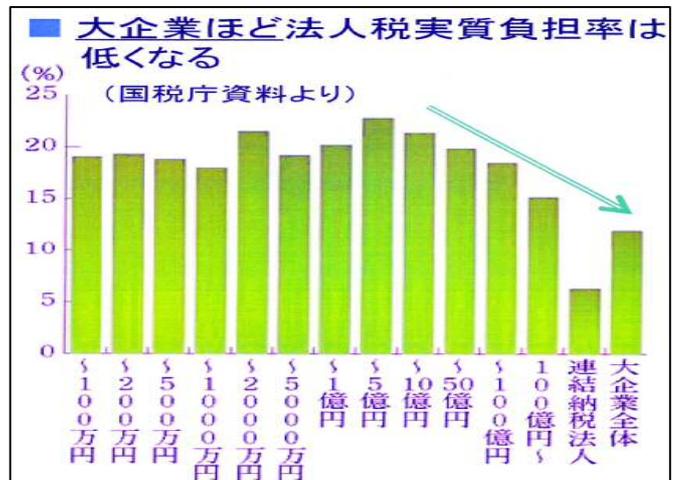
## 3. 大企業の内部留保と富裕層への適正な課税で

### (1) 大企業だけが恩恵を受ける法人税制度

①グループ会社による連結決算の是正を…  
例：10社のグループ会社で9社が各1億円黒字、1社が10億円の赤字だとグループ全体では赤字決算となる

②赤字繰越制度…最大9年間持ち越せる。  
毎年の黒字額と相殺して、その年は法人税が課税されない

③外国子会社からの受取配当の益金不算入…  
外国子会社からの配当益の95%が課税対象から外される



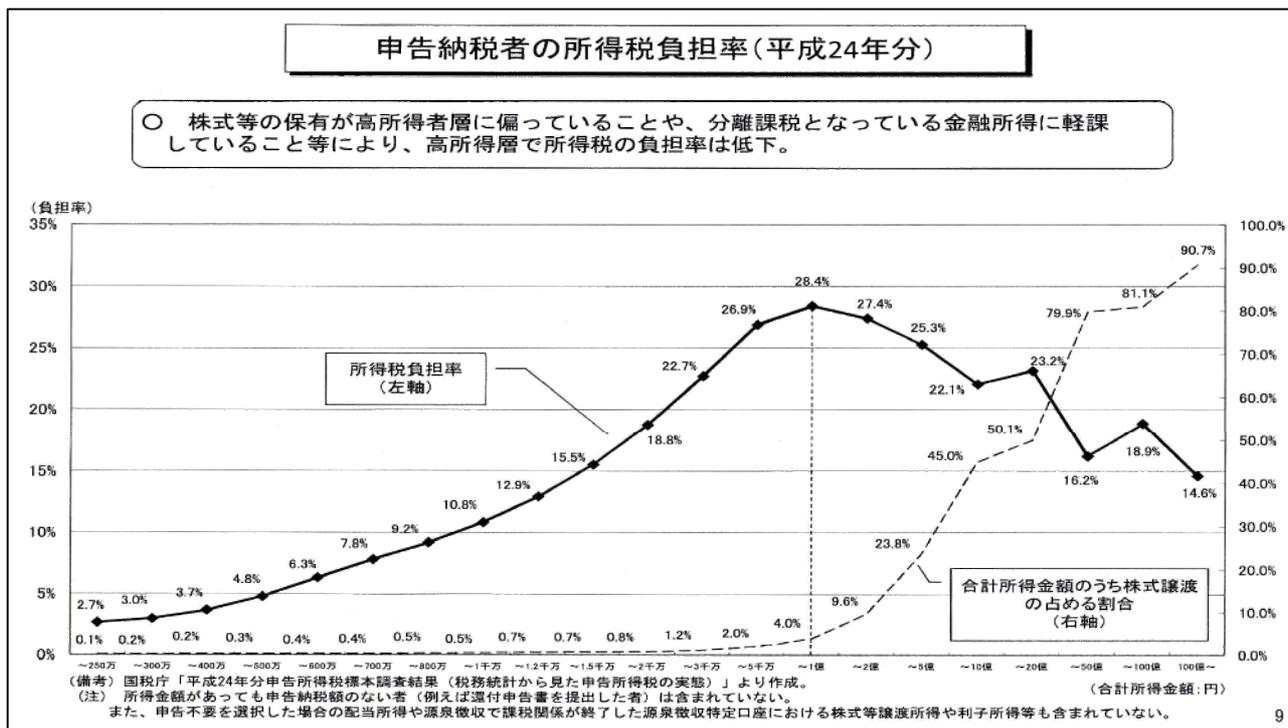
### (2) 富裕層は127万世帯、世界第2位

日本の場合、所得税負担率は、年間所得1億円を境に、負担率が低下します。なぜ、低下するかというと、一般の賃金報酬に対する所得税率は、課税される所得金額によって累進課税となっています。一方、株の譲渡所得や配当に対する所得課税は20%の分離課税です。

国税庁の統計でも1億円を超える所得の場合、その所得に占める株の譲渡所得や配当所得の割合が高くなるため、高所得者ほど所得税の負担率が低

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%
上場株式等の譲渡所得等に係る税率	20%
上場株式等の配当等に係る税率	20%

下することになります。逆に330万円以下の配当益では高率税額になる。



### (3) 不公平税制をただせばこれだけの税収が得られる

(不公平税制をただす会「社会保障財源38兆円を生む税制」より)

法人税	13兆5353億円	法人事業税・同住民税	1兆1777億円
所得税	2兆5851億円	所得税特例廃止	1740億円
税率配分の適正化	11兆2139億円	地方税独自の特例廃止	3兆1435億円
国税の増収分	27兆3343億円	地方交付税への反映	5兆5023億円
		法人住民税の税率適正化	6992億円
		地方税の増収分	10兆6967億円
		国税と地方増の増収分	38兆310億円

2018年度 都道府県別国民健康保険料滞納・差押状況

厚労省資料を基に東京社保協で作成

都道府県名	世帯数	滞納世帯数	滞納率	滞納額(円)	差押数	滞納世帯に対する差押率	差押金額(円)	短期証交付世帯数	資格書交付世帯数
北海道	771,309	84,640	11.0	6,541,176,639	17,792	21.0	3,657,579,125	26,110	8,756
青森県	204,495	29,888	14.6	2,634,441,763	4,712	15.8	1,804,196,072	9,114	2,004
岩手県	176,218	15,687	8.9	1,409,685,777	3,339	21.3	1,241,587,731	4,758	171
宮城県	306,525	39,567	12.9	3,051,614,382	4,826	12.2	1,168,863,292	8,128	870
秋田県	142,653	15,854	11.1	1,376,408,962	1,534	9.7	341,115,357	5,422	1,734
山形県	142,761	14,821	10.4	1,456,538,993	2,648	17.9	657,548,758	4,847	511
福島県	268,628	47,586	17.7	3,222,362,770	13,224	27.8	4,590,510,828	7,736	2,953
茨城県	442,649	72,295	16.3	5,675,976,819	9,307	12.9	3,156,207,210	31,601	3,430
栃木県	291,880	40,992	14.0	5,024,960,698	7,246	17.7	1,957,302,450	12,410	6,098
群馬県	293,557	43,472	14.8	3,543,676,086	14,095	32.4	3,774,582,069	11,685	4,066
埼玉県	1,079,406	168,541	15.6	13,563,475,266	24,152	14.3	9,856,451,189	22,229	1,200
千葉県	934,392	141,337	15.1	13,639,213,771	15,171	10.7	6,940,184,736	53,940	10,140
東京都	2,185,514	487,424	22.3	41,847,933,523	40,394	8.3	8,602,025,509	74,076	24,281
神奈川県	1,264,542	217,479	17.2	13,794,055,602	23,246	10.7	6,877,732,849	61,056	6,876
新潟県	300,812	32,566	10.8	2,330,287,978	2,562	7.9	815,544,854	7,479	1,752
富山県	133,125	12,940	9.7	1,000,131,409	867	6.7	181,849,106	3,782	1,476
石川県	150,044	20,324	13.5	1,638,183,619	1,990	9.8	615,225,725	6,025	1,062
福井県	95,930	8,333	8.7	929,447,573	2,582	31.0	682,544,896	3,640	1,206
山梨県	125,139	12,914	10.3	1,208,825,390	2,062	16.0	366,727,076	6,634	1,267
長野県	292,859	27,343	9.3	2,369,236,657	5,651	20.7	1,679,510,430	6,749	331
岐阜県	280,607	35,650	12.7	3,185,517,944	3,371	9.5	305,174,414	10,059	1,612
静岡県	532,597	64,467	12.1	8,591,221,940	12,728	19.7	3,531,633,148	21,162	3,931
愛知県	990,778	126,304	12.7	8,826,181,112	17,058	13.5	4,337,658,981	23,960	4,798
三重県	247,127	41,325	16.7	2,891,020,828	3,393	8.2	1,530,120,748	6,261	4,384
滋賀県	177,071	21,766	12.3	1,475,696,948	2,527	11.6	604,641,768	8,742	608
京都府	370,305	34,603	9.3	2,807,617,133	5,887	17.0	1,387,993,678	15,504	3,827
大阪府	1,323,772	205,174	15.5	16,768,847,807	14,564	7.1	2,659,740,581	63,418	19,808
兵庫県	768,771	90,808	11.8	7,297,487,704	7,635	8.4	3,030,187,372	27,344	8,512
奈良県	195,126	21,793	11.2	1,655,933,078	1,692	7.8	418,332,351	9,135	291
和歌山県	160,602	16,708	10.4	1,478,480,951	2,304	13.8	943,130,057	6,387	2,130
鳥取県	77,369	8,582	11.1	679,485,855	944	11.0	106,073,312	3,670	540
島根県	100,563	6,912	6.9	518,621,160	845	12.2	213,495,700	2,197	487
岡山県	258,481	40,719	15.8	2,689,440,289	5,822	14.3	1,468,597,976	7,586	2,170
広島県	374,302	54,091	14.5	4,150,286,235	6,456	11.9	2,360,901,492	22,446	1,737
山口県	199,526	24,184	12.1	2,119,903,542	4,162	17.2	1,265,835,003	6,893	2,937
徳島県	102,253	11,186	10.9	938,124,262	430	3.8	109,124,821	5,848	862
香川県	133,984	18,784	14.0	1,390,031,934	2,008	10.7	160,974,461	7,459	2,008
愛媛県	205,871	24,636	12.0	1,708,659,994	1,461	5.9	270,154,367	7,317	2,207
高知県	114,090	10,383	9.1	876,051,742	2,528	24.3	538,225,795	5,913	1,484
福岡県	741,153	91,996	12.4	6,790,941,576	15,265	16.6	3,391,667,355	43,141	17,060
佐賀県	108,538	8,632	8.0	834,235,057	4,837	56.0	913,718,802	4,762	602
長崎県	219,704	22,609	10.3	2,049,020,633	7,176	31.7	1,386,577,414	8,992	850
熊本県	263,867	45,787	17.4	3,011,328,748	4,581	10.0	573,533,533	17,934	1,424
大分県	165,596	20,491	12.4	1,119,783,857	2,856	13.9	802,089,285	8,261	2,410
宮崎県	172,674	24,650	14.3	1,736,083,134	7,923	32.1	1,650,702,513	10,751	1,342
鹿児島県	250,928	29,818	11.9	2,311,926,886	8,811	29.5	1,966,580,755	15,732	2,714
沖縄県	238,669	34,997	14.7	1,671,887,641	4,444	12.7	677,924,214	15,748	582
	18,376,762	2,671,058	14.5	215,831,451,667	349,108	13.1	95,572,079,158	754,043	171,501

# 所得税滞納処分差押事件、 大阪高等裁判所で逆転勝訴！

弁護士  
尾崎 彰俊



## 1 はじめに

日本国憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。この憲法25条1項の趣旨から、生活保護、給与、年金、児童扶養手当などの債権については、法律で、差押禁止に関する規定が定められており、法律に違反して、これらの債権を差し押さえることは違法となります。しかし、税金、国民健康保険料などを滞納した場合に、給与などの差押え禁止債権を直接、差し押さえるのではなく、給与などが、預金口座に振り込まれた後、預金口座（預金債権）を差し押さえることで、生存権を脅かす違法な差押処分が、現在、全国各地で行われ、重大な問題となっています。

本件では、X（控訴人）は、平成14年度の所得税を滞納していたところ、Z税務署（処分行政庁）は、X（控訴人）のA銀行B支店に対する10万308円の預金債権を差押え（本件差押処分）しました。X（控訴人）は、本件差押処分が違法であるとして大阪地方裁判所に訴訟提起しました。

となりまして、国側が、上告しなかつたため、大阪高裁判決が確定しました。今後、大阪高裁判決の内容を踏まえて、差押え実務は、大きく変更されなければなりません。本稿では、大阪高裁判決の意義について報告します。

押処分と取立処分により、本件預金口座は、0円となり、その後、同月12日に利息1円が振り込まれ、同月15日に給与支給額19万4879円が振り込まれました。その後、携帯電話料金の引き落としや預金の払い戻しなどにより預金口座は10万308円となり、処分行政庁は、この全額（10万308円）を差押えたのです。

## 2 本件の争点

### （1）本件の事実関係

Xは、平成14年度の所得税を滞納していました。Z税務署職員は、平成28年2月4日、本件滞納国税を徴収するため、XがA銀行B支店に対する普通預金債権164円を差押えた上で、取立処分を行いました。この差

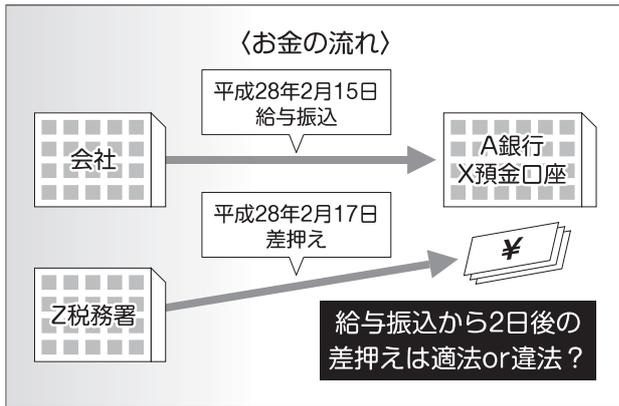
X（控訴人）は、本件差押処分は、国税徴収法の差押禁止規定に違反し違法であるなどと主張して、国（被控訴人）に対し、本件差押処分の取消し等を請求するとともに、①主位的に違法な本件各処分によって損害を被つたと主張して国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金

を請求する旨を訴え、大阪地方裁判所は、Xの主張は、一切認められませんでした。令和元年9月26日、本件差押処分が違法であると判断し、逆転勝訴

と判断し、逆転勝訴

と判断し、逆転勝訴

と判断し、逆転勝訴



(慰謝料、弁護士費用も含む)の支払い、②予備的に不当利得返還請求権に基づき本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円の支払いを求めました。

## (2) 争点

国税徴収法76条1項は、給与に係る債権について、差押え禁止を定めています。これは、日本国憲法25条1項が、最低限度の生活を保障した趣旨を踏まえ

た上で、定められた規定です。

本件では、給与が預金口座に振り込まれ、預金債権となった後、その預金債権を差し押さえた場合、国税徴収法76条1項の差押禁止の趣旨が及ぶのが主要な争点の一つとなりました。

## 3

### なぜ、生活を脅かす差押えが横行するのか

現在、給与などが預金口座に振り込まれた後、預金口座(預金債権)を差し押さえることで、生存権を脅かす違法な差押処分が、全国各地で行われています。

行政側が、これらの差押処分の大きな根拠としているのが、平成10年2月10日の最高裁判決です。同最高裁判決は、「国民年金および労災保険金の預金口座への振込にかかる預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない」と判断しています。

しかし、この最高裁判所の判

決は、あくまで、「原則論」を示したものにすぎず、0円の預金口座に給与などの差押禁止債権が振り込まれた場合に、差押えることを認めたわけではなく、本件のような違法な差押処分を正当化する根拠にはなりません。

大阪高等裁判所は、本件差押処分を違法と判断しましたが、まず、「給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではない」というべきである」と最高裁判所と同じ原則論を述べています。その上で、下記のとおり、例外として違法となる場合を示しています。つまり、同最高裁判決と大阪高裁判決は、全く矛盾するものではなく、大阪高等裁判所の判断は、同最高裁判所の延長線にあるため、同最高裁判所判決は大阪高裁判決を否定する根拠にはならず、同最高裁判所判決を根拠に給与が振り込まれた口座を差し押さえることは絶対に許されません。

## 4

### 大阪高等裁判所の判断について

(1) 大阪高裁の判断枠組みについて

大阪高等裁判所は、上記、原則論に続けて、「しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、」と述べ、次のとおり、預金口座の差押処分が、違法となる判断枠組みを示しています。

具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、**実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。**

詳細については次に述べますが、大阪高等裁判所は、本件の具体的事情を詳細に分析して、「本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」と判断しました。

## (2) 本件差押処分は、違法！

ア 大阪高等裁判所が重視した考慮要素

では、どのような場合に、「当該預金債権に対する差押処分が、**実質的に**差押さえを禁止された給料等の債権を差押えたものと**同視**することができる場合」にあたるのでしょうか。大阪高等裁判所は、①差押えを行った統括官の主観的認識と②預金口座の出入金状況をもとに「**…実質的に…同視**することができる場合」かを判断しました。

イ C統括官の主観的認識（差押える時に何を考えていたか）について

### (ア) 大阪高等裁判所の判断

税務署が、預金口座の差押えを行う場合、事前に、調査を行います。本件においても、Z税務署C統括官は、A銀行に問い合わせを行い、A銀行からの回答書に添付された本件預金口座の過去1年間の出入金履歴により、本件預金口座への入金は、ほとんどが、就労先からの給与であったことを把握していました。大阪高等裁判所は、この点を踏まえて、C統括官が、「本件預金口座が主として、給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認される。」と判断しました。また、C統括官は、本件預金口座の過去1年間の出入金履歴により、毎月15日前後に給与が振り込まれており、平成28年2月15日にも給与が振り込まれる可能性のあることを認識した上で、D上席に、同月15日から同月19日までの間に本件預金口座

に係る預金債権の差押えをするよう指示し、D上席は、同月17日、本件差押処分を行いました。

以上の事実関係に加えて、支給される給与額、本税と延滞税の額等の具体的事情を踏まえて、大阪高等裁判所は、「15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、同日にXに支給される給与債権それ自体を差押えたとすれば、差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があり」、C統括官も「その可能性を認識していたと推認される」旨判断しました。

(イ) 大阪地方裁判所は、**不当判決**

このC統括官の主観的認識（差押える時に何を考えていたか）についての大阪高裁判決の判断は、実務上、重要な意義があります。

預金口座の差押えが違法と判断される要件として、大阪高等裁判所の下級審である大阪地裁判決は、「**確実に**」差し押さえ

る意図（狙い撃ち）を要求し、給与振り込みから2日後の差押えであれば、「**確実に**」差し押さえする意図（狙い撃ち）まではないとして、Xを敗訴させました。

大阪地方裁判所は、「**確実に**」差し押さえる意図（狙い撃ち）を持っていないのであれば、C統括官は、毎月15日前後に給与が振り込まれていることを認識していたのだから、「給与債権が預金口座に振り込まれた直後に、あるいは、少なくともその日のうちに差押え処分をするはずである」にもかかわらず、本件において、C統括官が、D上席に対して、本件預金口座に係る預金債権の差押えを指示する際に、「同月15日から同月19日まで」の間と5日間も幅を持たせた指示を行ったのは、「**確実に**」差し押さえる意図（狙い撃ち）がないからであると考えたのです。

しかし、この判断は、あまりにも常識とかけ離れています。給与が預金口座に振り込まれた

当日に、すべて引き出す労働者は、ごくわずかでしよう。多くの労働者は、水道光熱費、電話料金、家賃、住宅ローンなど、銀行引き落としを利用しており、引き落としに必要な分や臨時の支出に備えた分を預金口座に残し、生活に必要な分を、引き出すはずですが、したがって、給与振り込み日以後も、預金口座には、通常、残高が残っています。

それにもかかわらず、大津地方裁判所は、「確実に」差し押さえる意図(狙い撃ち)があるならば、「給与債権が預金口座に振り込まれた直後に、あるいは、少なくともその日のうちに差し押え処分をするはずである」と述べており、常識とかけ離れた判断を行っています。大津地方裁判所が考える「確実に」差し押さえる意図(狙い撃ち)は、「何がなんでも絶対に差し押えてやるんだ!」という強い意志を意味しており、裁判所での反論も非常に難しく、給与口座の差し押えが違法となる場合は、

ほとんどなくなってしまう、給与振り込み日から数日以内に差し押えを行うよう指示を出した場合、「確実に」差し押さえる意図(狙い撃ち)は無いと判断され、適法となってしまう。

大津地方裁判所の判断は、現在行われている差し押え処分を正当化しようとする不当な判決です。

**(ウ) 大阪高等裁判所判決の重要性**

これに対して、大阪高裁判決は、「確実に」差し押さえる意図(狙い撃ち)までは必要ではなく、「差し押え可能な範囲を超える可能性の認識」(違法となる可能性の認識)で足りると判断しています。

つまり、給与振り込み後、当日であろうが、2日後であろうが、1週間後であろうが、30日後であろうが、時期の問題ではなく、「何がなんでも絶対に差し押えてやるんだ!」という強い意志もいらず、預金口座を差し押えたのと同じ金額で、給与を差し押えた場合は違法になるかもし

れないと認識していれば、考慮要素として十分であると判断したのである。

ウ 本件預金口座の入出金状況について

本件における入出金状況の流れは次の通りです。

平成28年	
2月4日	▶ Xの普通預金債権164円を差し押え 差し押により本件預金口座は、0円
同年2月12日	▶ 利息1円が振り込まれた。
同月15日	▶ 給与支給額19万4879円が振り 込まれた。
同月15日～	▶ 携帯電話料金などの引き落としによ り預金口座残高は、10万308円

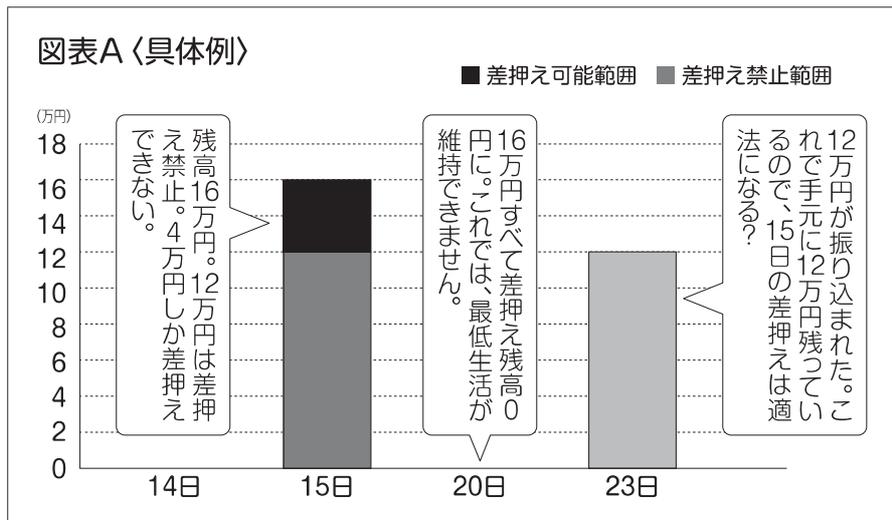
大阪高等裁判所は、以上の経過からすれば、10万308円の

うち、10万307円は、給与を原資とするものであると認定したうえで、「正に、統括官が認定した事態が実現したことが認められる」旨判断しました。

そして、「以上の事実関係の下では、本件差し押え処分は、**実質的に**差し押え禁止された給料等の債権を差し押さえたものと**同視**することができる場合に当たると述べました。

大阪高裁判決の本件預金口座の入出金状況に関する判断として、重要な点が2つあります。1つ目は、差し押えられた預金口座残高10万308円の中に、利息1円がまぎれ込んでいても、違法と判断した点です。2つ目は、携帯電話料金などの引き落とし(取引)があっても、違法と判断した点です。

預金残高中に、差し押禁止財産以外の財産が含まれていることや引き落としや引き出しがあることは、預金口座の差し押えを正当化する場合に良く使われる説明です。このような場合でも、預金口座の差し押えが違法となる



と判断したことは、重要な意義があります。  
 仮に、今後、給与など差押禁止債権の振込口座が差押えられそうな状況が発生した場合、この大阪高裁判決を示して、残高が残っている場合や、引き落と

## 5

### ダブルワークをしたらどうなるか

しがあっても違法と判断していることを行政に対して主張していきましよう。

(主要争点②差押えの瑕疵が治癒するか)

給与が振り込まれた預金口座を差し押さえられ、預金残高が0円になった場合、やむなく、1日限りの臨時の仕事をしたり、ダブルワークをしたりして、別の会社から、給与が振り込まれたとします。この振り込みによって、当初の差押えが、差押禁止範囲を超えていないことになった場合、当初の差押えは、適法となるでしょうか。図表Aを見てください。12万円を差押え禁止範囲とします。

14日に残高0円だった口座に15日に給与16万円が振り込まれました。20日に16万円すべてが差押えられました。その後、23日に別の会社から12万円が振り込まれました。この振り込みによって15日の差押えは、適法になるのでしょうか。

本件では、Xは複数の会社で働いており、給与の振り込み先が複数ありました。平成28年2月15日、E会社から振り込みがあり、平成28年2月17日の差押えにより、本件口座が0円となった後、さらに、F会社から給与が振り込まれました。国側は、F会社からの給与振り込みにより、平成28年2月17日の差押えの瑕疵が治癒する(適法になる)と主張しました。

しかし、大阪高等裁判所は、国側の主張に対して、給料等の債権を順次差し押さえたことを仮定するものであり、本件とはその前提を異にするものである上、上記主張によれば、少なくとも、F会社等から給与等が振り込まれるまでは、給与生活者

の最低生活を維持するという同条1項及び2項の趣旨を没却する結果を招いたことは明らかである旨述べ、国側の主張を認めませんでした。

つまり、後から、別会社の給与が振り込まれても、差押は違法のままということなのです。

## 6 過去の裁判例との関係について

差押禁止債権が、口座に振り込まれた際の取り扱いについて平成10年2月10日最高裁判決は、「原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない」と判断していました。

その後、同最高裁判決の例外として、平成25年11月27日広島高裁松江支部は、児童手当が振り込まれた9分後に預金口座を差し押さえた件について、児童手当が振り込まれた預金口座の差押えが、違法と判断しました。この広島高裁松江支部の判断は、非常に画期的であり、行

政は、この判断を尊重して、給与など差押え禁止債権が振り込まれた預金口座の差押えをストップしなければなりません。しかし、行政は、広島高裁松江支部の判断を無視し続け、むしろ、預金口座の差押え事例は増加しています。

大阪高裁判決は、例外を認めたと広島高裁判決を更に進め、本件預金口座の入出金状況について詳細に事実を認定し、差押えた金銭の原資が給与であること、統括官が差押え可能な範囲を超える部分も差押えてしまう可能性を認識していたことを踏まえて、預金口座の差押えが違法であるとの判断を行っています。これは、広島高裁松江支部判断を無視し続けた行政に対し警鐘をならす判断です。

## 7 国家賠償請求について

本訴訟では、国家賠償請求も行っていません。本件差押処分によって、Xは、生活の糧であ

る給与を差押えられたのと等しい状態となったため、食費さえもなくなってしまう、友達や親族に、食べ物を分けてもらおうなどしてしのいでいました。卵かけご飯や納豆ご飯など、栄養が偏った食事が続きました。

また、職場へ通勤するためのガソリン代やバス代を支出することが不可能となったため、Xは、職場から自転車を借りて、往復4時間かけて、冬場で雪が降る中、通勤していました。移動時間が増えたため睡眠時間を削るしかなく、睡眠不足により職場でミスを出し、職場に迷惑をかけることが重なりました。

このほかにも、病院を受診することができなくなったり、周りの身近な人たちに迷惑をかけるのをえなくなったりしたため、精神的にも追い込まれ、著しい苦痛を受けたのです。このXの精神的苦痛に対する慰謝料を国家賠償として求めました。

しかし、大阪高等裁判所は、「法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、

そのいずれについても相応の根拠が認められることを考えると、行政処分において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということはできない」旨述べ、過失を否定し、国家賠償法に基づく請求については、認めませんでした。

今回、国家賠償請求が否定されたため、本件差押えによってXがどれだけ生活を追い詰められ、苦しい思いをしたか、裁判では詳細に主張しましたが、判決文には、一切認定されていません。国家賠償請求が認められなかったことは非常に残念です。しかし、今回の大阪高裁判決が出た以上（上告されずに確定）、今後は、「法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて…」等という理屈は通りません。

## 8 今後の運動への展望

国民健康保険料を滞納し

た世帯への差押えは、約34万9000件も行われていきます（平成31年4月12日厚生労働省Press Release参照）。

生活の糧である給与口座を差押えられることは、ライフラインを絶たれ、経済的に追い込まれるだけでなく、本件のXのように食事も満足に取ることができず、医療も受けられなくなり、身体的・精神的に追い込まれていきます。周りの方の援助が、一切ない場合には、生活を続けていくことができません。

今後、給与債権など、差押禁止債権が振り込まれる預金口座を差押えるという、実務上の扱いを変更させなければなりません。今回の大阪高裁判決は、そのための大きな力になります。憲法25条1項が定める文化的で最低限度の生活を脅かす違法な差押え処分を絶対に許さないために、この大阪高裁判決を広めていきましょう。

# 『差押禁止の趣旨に反するものとして違法』

## 給与口座の差押え 一大阪高裁・実質的に給与の差押えと同視し違法と判断一

大阪社会保険推進協議会・滞納処分対策委員会

大阪高等裁判所は、給与生活者等の最低生活を維持するために、国税徴収法が給与の一定額を差押え禁止にした趣旨を重視し、給与が入金された預金口座への差押処分について、「実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視」できるものとして、違法と判断しました。

差押禁止の趣旨からすれば預金口座にある差押禁止財産も差し押さえてはならないのは当然です。大阪高裁判決は、厳然とこれを示しています。同じく差押禁止である児童手当について判断した鳥取事件・広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決をさらに推し進めた重要な判決です。

差押禁止の趣旨に反する違法な滞納処分は、市民の生活や事業を直ちに破綻させます。もとより最高裁判平成10年2月10日判決は滞納処分の事案でもなく、無制限の預金差押えを許したものでもありませんが、両高裁判決は、この最高裁判決も認識した上で、差押禁止の趣旨を重視し、違法と判断しています。このような高裁判決が相次いで出ていることを、徴収機関は重く受けとめなければなりません。

### 大阪高等裁判所・令和元年9月26日判決（確定）

#### ■ 違法となる場合

「給与等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法（国税徴収法）76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」

Point 1

#### ■ 「実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視」できるか判断するのに考慮した事情

##### ① 預金の状況

- ・ 入金状況 わずかの例外を除くほか、就労先からの給与
- ・ 入出金の経過

Point 2

2月4日 差押処分で残高0円

2月12日 利息1円の入金

2月15日 A社からの給与の入金(19万4879円)、携帯電話代金の引落とし、業者への振込み、預金の引出し

2月16日 預金の引出し

2月17日 本件差押処分・全額取立て(残高10万0308円のうち10万0307円)の原資が給与

Point 3

2月25日 B社からの給与の入金(1万6200円)

Point 4

2月29日 C社からの給与の入金(2万8295円)

Point 5

##### ② 税務職員の主観 … 「認識」「想定」

- ・ 入出金履歴で、入金がわずかの例外を除くほか、就労先からの給与であることを把握しており、本件預金口座が主として給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認できる。
- ・ 入出金履歴・取引明細で本件預金口座に毎月15日前後にA社、B社、C社から給料が振り込まれていると確認、給料の振込みがあると想定していた。
- ・ 直接給料債権を差し押さえることも考えたが、代わりに給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を差し押さえることを選択した。
- ・ 15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していた。
- ・ 差押処分時の残高のほぼ全額が給与を原資とするものであり、想定した事態が実現した。

## ■ 結論 … 差押禁止の趣旨に反するものとして違法

「以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるといことができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」

Point 6

## ■ 救済 … 不当利得返還

「本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。…本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額（7万5000円）を超える部分は、2万5307円である。そうすると、被控訴人は、上記2万5307円については、これを保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うというべきである。」

### Point

- 1 違法となる場合を明示した。差押禁止の趣旨からストレートに違法となる場合を明示した意義は大きい。
- 2 考慮した事情は、①「預金の状況」と②「徴税職員の認識、想定」のみである。預金調査は必ず実施されるため、①②の事情はほぼ全ての事案でクリアされる。同じく差押禁止である児童手当が入金された預金の差押処分を違法とした鳥取事件・広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決も同様であり、差押禁止の趣旨を重視している高裁の姿勢が分かる。
- 3 鳥取事件を前進させる判断である。鳥取事件は児童手当入金9分後の差押えであり、入金後預金の動きもなかったため、徴税側は特殊な事例と反論することもあった。しかし、大阪高裁は、給与入金後2日後の差押えでも違法とし、給与入金後に預金の動きがあっても違法とした。差押禁止の趣旨からは当然であるが、大阪高裁が毅然と判断したことは非常に大きい。
- 4 徴税側は、後日他社から給与が入ったから生活維持に支障はなくなり差押処分の違法は治ゆ（解消）したと主張した。しかし、大阪高裁は、差押禁止の趣旨を重視し、後日の給与が入金されたとしても差押処分の違法は治ゆ（解消）しないと判断した。
- 5 大津地裁は、徴税職員に差押禁止財産を「確実に」「狙った」「意図」があるときだけ違法とした。しかし、大阪高裁は、「認識」「想定」があれば違法とした。徴税職員に確実な意図がなくても、生活者が実際にお金を使えなくなる事態を想定できれば差押禁止の趣旨に反し違法となるのは当然である。鳥取事件高裁判決も同様であり、法の趣旨を貫く高裁の姿勢が分かる。
- 6 預金差押処分は差押禁止の趣旨に反し違法とし、不当利得で救済した。鳥取事件高裁判決と同じ救済方法である。差押禁止の趣旨から違法と明示する高裁判決が続いており、今後同様の預金差押処分を行った場合には国家賠償も成立し得る。

### × 参考：大津地方裁判所平成31年2月7日判決（大阪高裁で覆された第一審の判断）

「徴収職員において、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して預金債権の差押処分をする場合には、同条（国税徴収法76条1項）の差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分というほかない。そして、このような差押処分は、「給与に係る債権」（国税徴収法76条1項）の差押えと実質的に同視できるものとして、同項の趣旨に照らし、違法となるというべきである。…預金口座に振り込まれた金員については預金者において自由に処分することが可能である以上、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙って差押処分をするのであれば、給与債権が預金口座に振り込まれた直後に、あるいは、少なくともその日のうちに差押処分をするはずである。本件においては…2日後…であり、その間に原告が本件預金口座に振り込まれた本件預金給与に係る金員を自由に処分できる状況にあったことに照らすと、（税務職員）において、預金債権に転化した時点を狙って本件給与を差押え可能な範囲を超えて確実に差し押さえようとする意図があったとは認め難い。…差押え可能な範囲の金額を超えた差押処分となる可能性を認識していたにとどまり、このような認識があったというだけでは、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して差押処分をしたとまで認めるには足りない。したがって、本件差押処分について、「給与に係る債権」（国税徴収法76条1項）の差押えと実質的に同視できるものとして、同項の趣旨に照らし、違法となると評価することはできず、本件差押処分は適法である。」

2019.12.9

大阪府内市町村  
国民健康保険・介護保険・税等徴収担当課 御中

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上賢二

## 給与口座の差押えに対する大阪高裁「差押え禁止の趣旨に 反するものとして違法」判決内容の理解と違法な差押えを しないことを求める要望書

日頃より私ども大阪社会保障推進協議会の活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、すでにご存じのこととは思いますが、本年9月26日大阪高裁において、給与が預金口座に振り込まれ預金債権になった場合であっても、国税徴収法第76条1項及び2項に規定された差押え禁止の趣旨に反するものとして違法との判決が出されました。これは、平成25年11月27日の広島高裁判決をさらに進めるものとして非常に重要な判決です。

本日、高裁判決文と大阪社保協滞納処分対策委員会としての「解説文」を送付いたしますので、徴収担当の皆様におかれましては、内容をよくお読みいただき、今後、違法行為を行うことのないよう強く要望いたします。

なお、「解説文」文中にも記載しておりますが、平成10年2月10日の最高裁判決は、滞納処分の事案でもなく、また無制限の預金差押えを判断したものではありません。さらに、この大阪高裁判決は、平成10年の最高裁判決を踏まえた判決であることも申し加えます。

以上

令和元年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
平成31年(行コ)第45号 滞納処分取消等請求控訴事件  
(原審・大津地方裁判所平成28年(行ウ)第26号)  
口頭弁論終結日 令和元年7月4日

判 決

[Redacted]

控 訴 人	[Redacted]
同訴訟代理人弁護士	浅 野 則 明
同	尾 崎 彰 俊
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
被 控 訴 人	国
同代表者法務大臣	河 合 克 行
処 分 行 政 庁	草 津 税 務 署 長
	野 原 久 照
被控訴人指定代理人	金 川 誠
同	市 谷 諭 史
同	油 野 将 人
同	上 松 瀬 茂 樹
同	田 中 久 恵
同	森 本 秀 章

主 文

- 1 原判決主文第2項中、処分行政庁が平成28年2月18日付けでした配当処分及び同月17日付けでした預金差押処分の各取消請求を棄却した部分を取り消し、同請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 原判決主文第2項中、次項の控訴人の予備的請求を棄却した部分を取り消す。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円を支払え。
- 4 控訴人のその余の本件控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを60分し、その59を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2(1) 処分行政庁が、控訴人に対して、平成28年2月18日付けで行った株式会社[Redacted]銀行[Redacted]支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万0222円に相当した処分を取り消す。
- (2) 処分行政庁が、控訴人の滞納に係る(1)記載の税金の徴収のために平成28年2月17日に原告名義の銀行預金債権(株式会社[Redacted]銀行[Redacted]支店・普通預金[Redacted])に対してした預金差押処分を取り消す。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、22万4404円及びこれに対する平成28年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴の趣旨2(1)についての選択的請求  
処分行政庁が、平成28年2月18日付けでした株式会社[Redacted]銀行[Redacted]支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万0222円に相当した処分は無効であることを確認する。
- 3 控訴の趣旨1(3)についての予備的請求  
被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円及びこれに対する平成28年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が控訴人の株式会社[Redacted]銀行(以下「[Redacted]銀行」という。)[Redacted]支店に対する10万0308円の預金債権(以下「本件預金債権」という。)

を差し押さえ（以下、この差押えを「本件差押処分」という。）、同支店から同額を取り立て、同額を控訴人が滞納していた平成14年度の所得税に充当した（以下、この配当を「本件配当処分」といい、本件差押処分と併せて「本件各処分」という。）ことについて、控訴人が、本件差押処分が違法である、本件配当処分が違法又は無効であると主張して、被控訴人に対し、本件差押処分の取消しを請求し、本件配当処分については選択的に本件配当処分の取消し又は無効確認を請求するとともに、上記10万0308円の取立金に関しては、主位的に、違法な本件各処分によって損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金22万4404円（本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円、慰謝料10万円及び弁護士費用10万円）及びこれに対する不法行為日である平成28年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円は不当利得に当たると主張して、不当利得返還請求権に基づき、2万4404円及びこれに対する本件配当処分の日である同月18日から支払済みまで民法704条前段の利息の支払を求める（遅延損害金の支払は求めている）事案である。

2 関係法令等の定め（概要）、前提事実、争点、当事者の主張は、次の3のとおり当審における新たな争点及びこれに対する当事者の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2から5までに記載のとおりであるから、これを引用する（当審における新たな争点に関する主張以外の当審における当事者の主張は、適宜原審における主張に加える。）。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決3頁11行目の「関係法令等の定め」を「関係法令等の定め(概要)」と改める。
- (2) 原判決11頁10行目の「100円未満切り上げ」を「1000円未満切り上げ」と改め、16行目の「甲1」の次に「, 7」を、17行目の「原告は、」

の次に「本件差押処分後である」をそれぞれ加える。

- (3) 原判決12頁4行目の「振り込み」を「振込み」と、5行目及び8行目の「引き出され」をいずれも「払い戻され」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決14頁9行目から17行目の「から」までを次のとおり改める。

「そして、滞納処分による差押えのうち、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ、その送達時に差押えの効力が生じ、これにより、第三債務者による債務者への弁済及び滞納者による取立てその他の処分が禁止され、徴税職員は、第三債務者から差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したものとみなされる（国税徴収法62条1項から3項まで、67条1項、3項）。

そうすると、債権の差押えに係る処分は、徴税職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅することとなり、取立て後も取立てに係る金員を保持する権限を課税主体に与えるものではなく、」

- (5) 原判決14頁25行目と26行目の間に次のとおり加える。

「また、不当利得（民法703条）にいう「法律上の原因なく」とは、「ある人の財産的利得が法律上の原因又は正当な理由を欠く場合」あるいは「正義、公平の理想からいって、帰属した利益をそのままその帰属者に残存させておくことが、不当、不公平だと思われる場合」をいうのであり、債権差押処分の法的効力と不当利得返還請求の成否とは必ずしも直結せず、債権差押処分が取り消されることが不当利得返還請求の前提条件となるものではない。

- (6) 原判決15頁19行目の「国税通則法」の次に「(平成26年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）」と、同行目と20行目の間に次のとおり

加える。

「 国税通則法 75 条は、国税に関する処分について不服がある場合の異議申立て及び審査請求について規定し、同法 81 条 1 項 1 号及び 87 条 1 項 1 号は、それぞれ異議申立書又は審査請求書について対象となる処分を特定することを求めている。これらの規定に照らすと、国税に関する処分の不服は、複数の処分が相互に関連するものであったとしても、法令が定めるそれぞれの処分に対し、個別に申し立てなければならないことは明らかである。

そして、債権差押処分は国税徴収法 62 条、配当処分は同法 128 条にそれぞれ別個の処分として規定され、債権差押処分は、被差押債権について第三債務者による弁済及び滞納者の取立てを禁止して滞納者の財産が逸失することを防ぐことを目的とする処分であり、他方、配当処分は、差押財産の売却代金又は第三債務者から取り立てた金銭等を差押えに係る国税その他の債権に配当し、残余が生じた場合は滞納者に交付する目的及び効果を有する処分であって、債権差押処分は、第三債務者への債権差押通知書の送達により行われるが、配当処分は、税務署長等による配当すべき債権の調査、確認と配当額の決定、配当計算書の作成及び関係人への送付、交付期日における配当の実施という手続で行われる。このように、債権差押処分及び配当処分は、根拠となる法令の定めや目的及び法的効果を異にし、その手続も明確に区別された別個の処分である。したがって、たまたまこれら二つの処分の基礎とされた事実関係の全部又は一部が共通である場合やこれに対する納税者の不服の事由も同一であるとみられる場合であっても、債権差押処分に対し適法に不服申立てを経たからといって、それだけでは当然に配当処分に対する不服申立ての前置を不要と解することはできず、また、配当処分に対する不服申立てを経ないことにつき国税通則法 115 条 1 項 3 号にいう正当な理由があると解することもできない。」

(7) 原判決 17 頁 24 行目と 25 行目の間に次のとおり加え、同行目の「ウ」を「エ」と改める。

「ウ また、金融機関に対する預金債権は、給料等の債権とは法的性質を異にし、国税徴収法は、76 条 1 項で給料等について、同条 2 項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押禁止を規定していない。しかし、同条は、憲法 25 条の精神を具現化した規定であり、その趣旨を徹底するためには、給料等の振込みにより成立した預金債権についても差押禁止債権の属性を承継することを認める必要がある。さらに、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（同法 151 条）又は滞納処分の停止（同法 153 条）を受けることも可能とされているが、換価の猶予又は滞納処分の停止が認められるか否かは税務署長の裁量によるのであるから、必ずしもこれらが認められるものではない。」

(8) 原判決 19 頁 21 行目の「本件預金口座に対し、本件差押処分を行った。」を「本件預金口座に対し、同月 15 日に株式会社 [ ] からの給料又は [ ] 株式会社からの給料の振込みがあり得るとの認識の下、同月 15 日から同月 19 日までの間に本件預金口座に係る差押えをすることを決断し、実際に同月 17 日に本件差押処分を行った。その際、処分行政庁は、本件預金口座の入出金履歴からすれば、株式会社 [ ] の給料及び [ ] 株式会社から支給される給料はいずれも多くとも二十数万円程度であると想定され、本件差押処分時における本件滞納国税の金額が、本税と延滞税を合わせて 17 万円余りであったから、同月 15 日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、同日に控訴人に支給される給料債権それ自体を差し押さえたときに差押可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性が

あることを認識していた。」と改める。

(9) 原判決20頁6行目の「2日間が経過しているものの、」の次に「控訴人が振り込まれた本件給与について現実に払戻しを受けることができるとは限らないのであり、」を加える。

(10) 原判決21頁9行目及び25頁3行目の「振り込み」をいずれも「振込み」と改める。

(11) 原判決26頁18行目と19行目の間に次のとおり加える。

「本件給与に係る国税徴収法76条1項1号から同項5号までの差押禁止額の合計は15万5195.8円(1号の金額4410円,同2号の金額0円,同3号の金額3万1810円,同4号の金額10万円,同5号の金額1万8975.8円)となる。本件給与に係る差押可能金額は、23万1099円から15万5195.8円を控除した7万5904.2円(正しくは、7万5903.2円となるが、控訴人は違算により上記のとおり主張している。)となる。本件各処分は、10万0308円を対象とするものであり、差押可能金額を2万4404円超えるものである。」

(12) 原判決27頁6行目の「原告は」から7行目の「悪意利息」までを「被控訴人が悪意の受益者であるから、控訴人は、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、2万4404円及びこれに対する本件配当処分の日である平成28年2月18日から民法所定の年5分の割合による利息」と改める。

3 当審における新たな争点及びこれに対する当事者の主張

当審における新たな争点(本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益)

(被控訴人の主張)

滞納処分手続における配当処分は、これが取り消された場合であっても、税務署長等は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、これら金銭等につき再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務

署長等が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならない。

本件配当処分についても、これが取り消された場合であっても、処分行政庁は、控訴人に対し、■■■■銀行■■■■支店から取り立てた本件預金債権に相当する金員を返還すべき義務を負わず、控訴人は同金員の返還を受けることはできないのであるから、本件配当処分の取消しによって回復すべき控訴人の法律上の利益は存在しない。

したがって、本件配当処分の取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

(控訴人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点について

(1) 争点(1)ア(本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益)について

納税者は、申告書を提出して納期限までに国税を納付しなければならず(国税通則法35条)、納期限までに完納しない場合、税務署長は、納税の告知を経て(同法36条)、督促状によって納付を督促し(同法37条)、督促状発出の日から10日が経過しても完納しないときは、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない(国税徴収法47条)。滞納者の財産が債権である場合、その差押えは、第三債務者への弁済及び滞納者への取立てその他の処分を禁じるものとして、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われる(同法62条1,2項)が、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ(同法67条1項)、その場合、滞納者から差押に係る国税の徴収とみなされる(同条3項)。取立てに係る金銭は、差押に係る国税その他の債権に配当されることになり(同法128条,129条1項)、税務署長が、配当計算書を作成し、これに従って交付期日に金銭を交付し、

滞納に係る国税の徴収を完了する。

そうすると、徴収職員が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになり、債権差押処分が、その後に配当を受けた金員を保持し続ける権限を基礎付けるものではなく、差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもないものであって、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しない。したがって、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行った後において、滞納者が当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

本件においては、草津税務署徴収職員は、平成28年2月17日、本件滞納国税を徴収するため、本件預金債権10万0308円を差し押さえ（本件差押処分）、本件差押処分に係る債権差押通知書は、同日、第三債務者である■■■■銀行に送達され、草津税務署徴収職員は、同日、本件預金債権10万0308円を取り立てている（前提事実(4)）。そうすると、本件差押処分は、目的を達してその法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、控訴人に本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があると認めることはできない。

これに対し、控訴人は、①債権差押処分があった後に債権の取立てがあったからといって、その当該差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定すると、結果として違法な差押えを助長する結果となる、②本件差押処分が取り消されれば、第三債務者である■■■■銀行■■■■支店は、処分行政庁に対し、不当利得返還請求として本件差押処分に係る金員を請求することができることになり、その結果、控訴人の■■■■銀行■■■■支店に対する預金払戻請求権が回復することになると主張する。

しかし、上記のとおり、債権差押処分によって差押えに係る国税の存否を

確定するなどの法的効果を生ずるものでもなく、滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、債権差押処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって債権差押処分の存在が障害となるものではない。

そうすると、控訴人は、本件差押処分の取消しを経ることなく、本件差押処分が国税徴収法の差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができるから、①本件差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定しても、結果として違法な差押えを助長する結果となるとはいえないし、②本件差押処分が取り消されることが控訴人の損失回復の前提条件となるものではない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

以上のとおりであるから、本件差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くので却下を免れない。

(2) 当審における新たな争点（本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益）について

税務署長は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭等を差押えに係る国税等に配当し、配当を行った後に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する（国税徴収法128条1項、129条1項及び3項）。以上からすると、配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、これら金銭等につき再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長等が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならない。

また、配当処分によって配当を受けた差押えに係る国税等の存否が確定さ

れるものでもなく、滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、配当処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって配当処分の存在が障害となるものではない。

したがって、控訴人に本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということではできず、本件配当処分の取消しを求める訴えは却下を免れない。

(3) 争点(1)イ（本件配当処分の取消請求に係る審査請求前置）について

国税通則法115条1項は、国税に関する法律に基づく処分（同80条2項に規定する処分を除く。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての判決をそれぞれ経た後でなければ、同法115条1項各号のいずれかに該当するときは除き、これを提起することができないと規定している。

配当処分は、同法75条1項及び114条所定の国税に関する法律に基づく処分に当たるから、税務署長がした配当処分に不服のある者は、当該税務署長に対して異議の申立てをすることができ、その異議申立てについての決定を経た後の処分になお不服がある者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる（同法75条）のであり、配当処分に不服のある者がその配当処分の取消訴訟を提起するには、国税通則法115条1項各号に該当する場合を除き、上記のような不服申立手続を経た後でなければならないというべきである（同法114条、115条）。

しかし、控訴人は、本件配当処分については、審査請求をしておらず（前提事実(5)、(6)）、国税通則法115条1項各号に該当する場合でないことも明らかであるから、本件訴えのうち本件配当処分の取消しを求める部分は、不適法というべきである。

これに対し、控訴人は、①差押処分と配当処分とは、形式上は別個の行政処分であるが、一連の滞納処分手続中に包摂され、租税債権の徴収という同一の目的に向けて段階的に発展する関係にあるから、先行する差押処分に対する審査請求と同一の理由で後続の配当処分に対する審査請求をすることは実質的には無意味であり、本件差押処分に係る審査請求がされている以上、本件配当処分に対しては、行政庁に対する審査請求手続を経ないでその取消しの訴えを提起することができるかと解すべきである、②控訴人は、本件審査請求に当たって、本件差押処分のみでなく、一連の滞納処分手続の取消しを求めていたものであるから、本件審査請求により、本件配当処分についても審査請求が前置されたものというべきであると主張する。

しかし、①債権差押処分は国税徴収法62条、配当処分は同法128条にそれぞれ別個の処分として規定されている上、債権差押処分は、被差押債権について第三債務者による弁済及び滞納者の取立てを禁止して滞納者の財産が逸失することを防ぐことを目的とする処分であり、配当処分は、差押財産の売却代金又は第三債務者から取り立てた金銭等を差押えに係る国税その他の債権に配当し、残余が生じた場合は滞納者に交付する目的及び効果を有する処分であり、債権差押処分及び配当処分は、目的、性質及び効果を異にする別個独立の処分であつて、一方に対する異議申立て（審査請求）があつたからといって、他方に対する異議申立て（審査請求）があつたということにはならない。次に、②控訴人は、本件異議申立てにつき本件配当処分の取消しを求めていない（前提事実(5)）のであるから、本件配当処分について異議申立て及び審査請求を経たということもできない。なお、控訴人が法律の専門家ではないことは、国税通則法115条1項3号にいう正当な理由とはいえないし、他に本件配当処分に対する不服申立てを経ないことにつき正当な理由があることを基礎付ける事情を認めることもできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

以上のとおりであるから、本件配当処分取消しを求める訴えは、不服申立ての前置（国税通則法115条1項）を欠いており、この点でも不適法なものとして却下を免れない。

(4) 争点(1)ウ（本件配当処分の無効確認請求に係る補充性）について

無効確認の訴えは、当該処分の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる（行政事件訴訟法36条）。

控訴人による本件配当処分の無効確認に係る訴え提起の目的は、本件預金債権に対する違法な差押処分に基づいて取り立てられた金員の返還であると解されるものであるが、この目的は、上記(1)及び(2)のとおり、本件各処分取消し等を経ることなく不当利得返還請求を求める訴えによって達成することができる。

これに対し、控訴人は、不当利得返還請求訴訟によるよりも無効確認訴訟の方が適切かつ直截的であるから、本件配当処分の無効確認請求に係る訴えは適法であると主張する。

しかし、控訴人の目的の実現には、不当利得返還請求を求める訴えこそがより直截的であり、他に本件配当処分の無効確認を求める訴えの方がより直截的で適切な争訟形態であることを裏付ける事情を認めることはできない。

したがって、本件配当処分の無効確認に係る訴えについて、行政事件訴訟法36条所定の要件があると認めることはできず、この訴えは不適法なものとして却下を免れない。

2 認定事実

認定事実は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(1)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

(1) 原判決31頁20行目から21行目にかけての「回答があった」を「回答が

あり、本件預金口座の過去1年間の入出金履歴が添付されていた。統括官は、本件預金口座に対し、複数の会社から定期又は不定期の振込みがあり、わずかの例外を除きそれ以外の入金はないことを把握した」と改める。

(2) 原判決32頁17行目及び24行目から25行目にかけての「振り込み」をいずれも「振込み」と、21行目の「振り込みが」を「振込みが不定期に」とそれぞれ改め、26行目の「こととした。」の次に統括官は、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には控訴人の雇用関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択した。」を加える。

(3) 原判決33頁12行目の「振り込み」を「振込み」と、13行目及び14行目の「引き出され」をいずれも「払い戻され」とそれぞれ改める。

3 争点(3)（国家賠償請求の成否）について

(1) 給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、給料等が受給者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（同法151条）又は滞納処分の停止（同法153条1項2号）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合で

あっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

- (2) 本件預金口座への入金としては、わずかの例外を除くほか、就労先からの給与であり、統括官は、銀行からの回答書に添付された過去1年間の入出金履歴によりこのことを把握していた（前記認定事実ア(イ)）のであるから、統括官は、本件預金口座が主として給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認される。その上で、統括官は、上記入出金履歴により、平成27年7月以降、本件預金口座に対し、毎月15日前後に「」から給料が振り込まれていること及び先行差押処分によって行われた銀行調査の際に取得した平成28年1月分の取引明細により、同月15日にも「」からの給料の振込みがあることを確認し、同年2月15日にも、本件預金口座に対し「」からの給料が振り込まれる可能性があるほか、上記取引明細により、新たに「」からの給料の振込みが不定期に行われていることが判明したことから、同社からの給料についても本件預金口座に振り込まれる可能性があるとして判断し、本件預金口座に給料の振込みがあることを想定した上で（前記認定事実ア(オ)、(カ)及び(キ)）、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には控訴人の雇用関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、その代わりに給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択することとし、上席に対し、同月15日から19日までの間に本件預金口座に係る預金債権の差押えをするよう指示し（前記認定事実ア(キ)）、上席は、同月17日、本件差押処分を行った（前記認定事実ア(ク)）。そして、本件預金口座の

入出金履歴からすれば、「」又は「」から支給される給与については多くとも二十数万円程度であると見込まれるところ、本件差押処分時における本件滞納国税の金額が、本税と延滞税を合わせて17万円余りに上っていた（前記前提事実(4)ウ）のであるから、同月15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、同日に控訴人に支給される給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があり、統括官も、本件預金口座の入出金履歴を把握していた（前記認定事実(1)イ）のであるから、その可能性を認識していたと推認される。

本件差押処分直前の本件預金口座の入出状況を見ると、前記前提事実(3)のとおり、平成28年2月4日、先行差押処分及びその後の取立てにより口座残高が零円となった後、同月12日、預金利息として1円が振り込まれ、口座残高は1円となり、同月15日、本件給与の控除後の支給額19万4879円が振り込まれ、口座残高は19万4880円となった。他方、同月15日及び16日に携帯電話料金の引き落としや預金の払戻し等により同月16日の口座残高は10万0308円となった。そうすると、本件差押処分時における本件預金債権10万0308円のうち10万0307円が「」からの給与を原資とするものであり、正に、統括官の想定した事態が実現したことが認められる。

以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるということができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

- (3) しかし、前記(1)のとおり、給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権にな

ること、国税徴収法は、76条1項で給料等の債権について、同条2項で給与等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されるとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められることを考えると、処分行政庁（統括官その他の徴税職員）において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということではできない（最高裁昭和42年（オ）第692号同46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号574頁等参照）。したがって、処分行政庁（統括官その他の徴税職員）において、本件各処分を行ったことにつき国家賠償法1条1項にいう過失があったということではできない。

したがって、控訴人の国家賠償法1条1項に基づく請求は理由がない。

#### 4 争点(4) (不当利得返還請求の成否) について

(1) 前記3のとおり、本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。

被控訴人は、本件差押処分には、その処分当時、国税徴収法76条1項により差押えが禁止される範囲を差し押さえたという瑕疵があったとしても、その後、控訴人が及びからそれぞれ給料等の支給を受けたことにより、同項柱書後段所定の同一の期間についてみれば、給与生活者の最低生活を維持するという趣旨が損なわれない状態に至ったということができ、本件差押処分時に存在した上記瑕疵は治癒したものと評価できると主張する。（争点(2)ウ（本件預金債権の差押えの違法性が事後的

に治癒されたか）についての主張）。

しかし、被控訴人の上記主張は、及び給料等の債権を順次差し押さえたことを仮定するものであり、本件とはその前提を異にするものである上、上記主張によれば、少なくともや給料等が振り込まれるまでは、給与生活者の最低生活を維持するという同条1項及び2項の趣旨を没却する結果を招いたことが明らかである。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 本件給与に係る差押禁止額の合計は、15万6000円となること、本件給与に係る差押可能金額は、23万1000円から15万6000円を控除した7万5000円となる（前記前提事実(2)キ）。本件各処分は、10万0308円を対象とするものであるところ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額（7万5000円）を超える部分は、2万5307円である。

そうすると、被控訴人は、上記2万5307円については、これを保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うというべきである。ただし、控訴人が本訴において不当利得として主張する金額は2万4404円であるから、当裁判所が不当利得として認容し得る金額は2万4404円にとどまる。

なお、控訴人は、被控訴人（処分行政庁）が悪意の受益者であると主張するが、本件差押処分に至る経緯等（前記認定事実ア）にかんがみると、統括官その他の徴税職員において、本件差押処分が違法であって本件各処分によって取り立て配当された金員を保持し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認めるに足る証拠はない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

#### 5 結論

以上の次第で、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求めらる部分並びに本件配当処分の無効確認を求めらる部分はいずれも却下し、国家賠償法1条1項に基づく請求（主位的請求）は棄却し、不当利得返還請求権に基づく請求（予備的請求）は、被控訴人に対し、2万4404円の支払を求めらる限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。以上と異なる原判決は一部失当である。

よって、原判決中、本件配当処分及び本件差押処分の各取消請求を棄却した部分及び不当利得返還請求権に基づく2万4404円の請求を棄却した部分を取り消し、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求めらる部分をいずれも却下し、不当利得返還請求権に基づく請求は、2万4404円の支払を求めらる限度で認容し、その余の本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は相当でないので、これを付さないこととする。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 中 村 也 寸 志

裁判官 高 橋 善 久

裁判官 山 口 浩 司